

平成27年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

平成27年 6月 3日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 森 田 幸 子 君
- 2 番 松 村 篤 郎 君
- 3 番 原 田 寿 賀 美 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 山 下 靖 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 岩 田 恵 一 君
- 8 番 北 尾 潤 君
- 9 番 鈴 木 利 明 君
- 10 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 11 番 東 ま さ 子 君
- 12 番 山 崎 裕 二 君
- 13 番 村 山 良 夫 君
- 14 番 山 田 均 君
- 15 番 山 内 武 夫 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君								
副	町	長	畠	中	源	一	君							
参	事	伴	田	邦	雄	君								
参	事	山	田	洋	之	君								
総	務	課	長	中	尾	達	也	君						
監	理	課	長	木	南	哲	也	君						
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君				
税	務	課	長	松	山	征	義	君						
住	民	課	長	長	澤	誠	君							
保	健	福	祉	課	長	下	伊	豆	か	お	り	君		
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君			
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君				
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君				
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君				
土	木	建	築	課	長	十	倉	隆	英	君				
水	道	課	長	山	内	和	浩	君						
会	計	管	理	者	谷	口	誠	君						
瑞	穂	支	所	長	川	嵩	勇	人	君					
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君						
教	育	課	長	朝	子	照	夫	君						
教	育	次	長	中	尾	裕	之	君						
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	正	田	恭	丈	君

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・篠塚信太郎君、11番議員・東 まさ子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

岩田議員から本日の午前中の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、受理しましたので報告いたします。

6月1日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、梅原好範君の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） 皆さん、改めましておはようございます。

本町は、今年10月、行政再編後10年の節目を迎えます。旧3町が合併を模索いたしました時期、私も大変微力ではございましたが、協議会委員として先輩の皆様とともに、再編協議に参画する機会をいただきました。それから10年が経過しました今日、当時を振り返りますと、旧3町からそれぞれの委員が集まり、よそよそしく再編を語り合っていたときには、現在のように1つの町としての一体感の醸成を見ることは想像すらできないものでした。

旧町の垣根を越え、行政再編に温かいご理解をいただきました町民の皆様、また大変なご苦勞のもとで行政再編の効果を最大限に生かすため、難しい対応をいただきました町内各種団体の皆様、そして未知の行政スタイルを自身が苦勞しながら受け入れ、推進していただいた職員の皆様に、心からの感謝をした上で、京丹波町の現状を見渡したとき、本町が目指した地域づくりは正しい方向性を持ち進められたとの判断をいたしております。たかが10年、されど10年、さまざまな思いが交錯する中で、今日までの経過に自信と責任を持ちながら次世代につなぐことのできる行政推進を求めてまいりたいと考えます。

それでは、ただいまより平成27年第2回定例会における私の一般質問を、先に提出しました通告書に従い行います。

まず1点目の質問として、住民が安心して生活を続けられるための災害対応について町長にお聞きします。

近年、全国的な規模で連続して発生した自然災害は本町においても深刻な被害を及ぼしました。発災当時、町内の至るところで無残にえぐり取られた田畑の畦畔、また先祖の代から守り続けられてきた貴重な農業用水路の被災状況は壊滅的であり、現場に駆けつけたときも、ただ唾然とするばかりでした。さらに追い打ちをかけるように、災害復旧箇所では、工事中に再び次の被害に遭うという大変厳しい状況に見舞われ、ただでさえ有害鳥獣対策に悩まされ、営農意欲の喪失が危惧されております本町の農業は、まさに危機的なものとなりました。

このような経過を目の当たりにしながらも、毎年田植えを終えるこの時期を迎え、心配しながら周囲を見てみますと、町内のほとんどの水田には満々と用水が供給され、整然と水稻の植えつけを済まされている現実があります。

災害の発生直後から各区の区長さんや農家組合の皆さん、さらに水利組合の皆様のご協力のもとで把握していただいた被害箇所を担当課はもとより全職員の総力を挙げ、詳細な現場調査を行い、担当課を中心に強固な使命感のもとで、まさに昼夜を問わない努力が続けられました。当時、全力を挙げて復旧に取り組んだ職員の皆さんのご苦勞は、例年と同じように、また当たり前のように田畑に供給される用水、そして植えそろうた苗があらわしております。

ここに改めて災害復旧にご尽力いただきました皆様に、深く感謝を申し上げます。

自然災害により連続して被災した農地及び農業用水施設の現状、また農閑期や渇水期に限定される厳しい工期のもとでの復旧状況、さらに今回実施された災害対応事業の総括をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

それでは、答弁してまいります。平成25年の台風18号災害及び平成26年の台風11号及び8月豪雨災害により、本町においても甚大な被害を受けたところであります。被災されました皆さんに、改めてお見舞い申し上げます。

平成25年災害のうち、国庫災害事業の活用につきましては、19件中3カ所を繰り越し、6月末に完了する予定となっております。また、地元施工による京丹波町農林漁業補助金事業における災害復旧は、284件全てが完了したところであります。

また、平成26年災害につきましては、国庫災害事業7件を本年度中に完了すべく進めているところでございます。

地元施工による京丹波町農林漁業補助金事業につきましては、平成26年度申請数58件で、年度内に42件が完了しまして、16件が繰り越しとし、そのうち2件が完了、14件が施工に向けて準備を進めているところでございます。

災害復旧には、区長様や農家組合長様、あるいは業者皆さんの精力的な取り組みにより早期に復旧できたことと感謝しているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 本町では、今町長の答弁にありましたように甚大な被害に即応し、京丹波町農林漁業関係補助金事業が施行されました。本補助金事業が活用された事例として、特に特徴的な事例として町民の皆様にお知らせするものがございましたらお聞きさせていただきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町の農林漁業補助金ですが、豪雨災害に伴う地元施工による災害復旧を早急に進めるため、国の補助金事業の対象とならない事業や、早急に復旧が必要な事業に対処するとともに、平成25年から激甚災害の指定を受けた場合には、補助率を通常の10分の5から10分の9とすることとし、地元負担の軽減を図り、速やかに農業施設の復旧を行うことで、営農活動への影響を最小限にするため実施したところでございます。

本事業の活用は、平成25年度が284件、平成26年度が58件で、特に農地及び農業用水路への土砂流入などの復旧工事が全体の70%を占め、区長様や農家組合長様、あるいは業者皆さんの災害復旧事業への精力的な取り組みにより、おおむね営農活動への影響がなかったと考えております。

特徴的な部分は、国の補助事業の対象とならない事業や、早急に復旧が必要な事業が実施できたことであると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 本年もまた、災害の発生が予想される時期を迎えております。短時間集中降雨や台風による農地、農業用水路の減災に向け、事前に実施すべき取り組み、そして地域の皆様に協働を呼びかけながら減災を進める広報等、具体的な計画はどのように想定されているのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後、災害が予想される雨期、あるいは台風シーズンを前に、ため池のまず、管理や用水路の管理、そして災害に備え事前にお知らせするとともに、特に台風や豪雨が予想される場合は、総務課危機管理室と農林振興課が連携しまして、CATV告知放送で啓発を行ってまいります。今後とも減災に向けて広報活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 例年、決算審査を行う時期になりますと、たびたび残業問題が指摘されますが、こと有事対応に限っては、それらを超越した職員の使命感に頼りながら復旧ができませんでした事実、いま一度敬意と慰労を申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、住民の皆様が安心して暮らし続けられる生活環境の整備について、町長に質問いたします。

平成24年1月、「中山・白土から京丹波をつなぐ会」の皆様から託されました国道27号中山白土間の歩道整備に関する要望につきましては、寺尾町長はじめ所管課のご理解のもとで、国・本町・地域が密接に連携しながら毎年国交省に要望活動を実施する中で、年次ごとの事業予算が計上され、進捗が図られております。

本年度につきましても、国より多額の予算獲得ができませんでしたことから、地域の皆さんとともに早期の要望実現に向け、大きな期待を寄せております。地元区の歴代区長様をはじめ、最大の受益者として惜しむことのない協力をしながら、目に見える事業着手を心待ちにされております地域の皆様に向けた広報を含め、事業を実施する国より、今後の具体的な事業計画は、どのように示されているのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国道27号、白土橋歩道設置と、あるいは中山、白土両区の歩道整備につきましてですが、橋梁の橋の幅が非常に狭いということで、あるいは歩道未設置である

など、利用者にとりましては、大変危険な箇所でありました。かねてから強い改修要望がある箇所との認識から、地元議員さんや「中山・白土から京丹波をつなぐ会」という名称の皆さんとともに、毎年要望活動を行ってまいりました。

昨年度は、橋梁検討に係るボーリング調査や路線測量が実施されまして、事業の進捗が確認できたところでございます。

本年度につきましても、去る5月26日に福知山河川国道事務所に要望活動に出向き、6,000万円の予算が確保されていることや、引き続き調査設計等が予定されていると、皆さんとともにお聞きしたところでございます。調査設計が完了し、地元の了解が得られれば、速やかに用地買収に着手するとともに、早期の工事着工に向けて事業が進められていくというふうにお聞きしたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 本要望につきましても、同僚の松村議員さんとともに取り組みを続ける中で、両区の皆様には温かいご理解をいただき、ご協力をされております。地域の皆様と協働しながら一層の事業促進を求める中で、国に対して要望を続ける町として、今後についてはどのように支援をしていくのかお聞きいたします。

あわせて地域要望に基づいた事業の早期着手に向け、町として地域に期待するものがありましたら、活動へのアドバイスとしてお聞かせ願います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどの答弁の中でも、ちょっと申し述べとったんですが、松村議員さんと梅原議員さんに、5月26日の要望活動にも同行いただきました。そうした状況の中で、国、あるいは町、そして地元の方々が一体となって取り組むことが一層の事業促進、あるいは早期の整備につながるものと基本的に考えております。

今後におきましても、地元議員さんや両区の区長さん、あるいは地元住民の皆さんの理解、協力をいただく中で、地元の声を関係機関に届け、一日も早い工事着手に向けた切れ目のない予算獲得に向けて、しっかりと要望活動を続けていくことが重要だというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 地元区の皆様は、町内の安全な移動が実現する最後の機会として、工事が始められる日を待ち望まれております。町長、そして所管課の皆様には、今後におきま

しても、さらなるご支援をいただきますようお願いいたします。

続きまして、活力ある地域づくりを目指す中で、次の質問をいたします。

小学校の再編に伴い平成13年に閉校した旧和知第二小学校については、長年跡地活用の定められない中で、平成22年2月に当時の和知地区代表区長様、そして健康づくりと地域の親睦を目的に、ゲートボールやグラウンドゴルフを生涯スポーツとして楽しまれています皆様から、跡地における屋根付き多目的施設整備の要望書が提出され、寺尾町長からは、それはよい計画ですね、地域の皆さんとよく相談しながら実現に向けて一緒に頑張りましょうとの意向を皆様のもとに持ち帰りました。

以降、なかなか目に見える進捗が認められない中で、高齢化する地域の要望者の皆様は心配を続けられておりましたが、昨年末事業化に向けた計画が地域に示されたことにより、要望者の方はその方向性に深く感謝をしながら大きな期待を寄せられております。

本整備を要望されました団体では、現行の役員さんにもその趣旨をしっかりと引き継がれており、施設を利用する者として、できる範囲での維持管理については、当然みずからが行い守っていくべきと最大限の協力を申し出られており、本日は事業進捗の経過をしっかりと見守りながら、皆さんに報告したいとして議会の傍聴にお見えになっております。

本町が地域に示しました事業の内容について、今年度以降の計画はどのように進められていくのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 旧第二小学校跡地の利用につきましては、以前より屋根付きの多目的施設の要望が出ておりました。多目的施設や駐車場の整備、トイレの新設等を含めた設計業務を本6月議会におきまして補正予算としてお願いしているところでございます。今後は、次年度事業着工に向けまして進めてまいりたいと考えております。

なかなか時間かかるやろう。相当役場の中でしっかりと議論して6月議会補正でお願いしてるんで、この後は滞ることないと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 和知第二小跡地活用を推進する会では、地域にとり、より実効性のある整備を求めるために、類似施設を運用されております京丹後市に出向き、屋根付きゲートボール場の視察を実施いたしました。

京丹後市には旧町を単位に4カ所の施設が整備されておりまして、平成26年の利用者数は1施設につき8,000人を大きく上回り、実に9,000人近い利用実績があるとの説

明をお聞きいたしました。これを月割りで計算しますと1つの施設ごとに毎月750人の方が利用されていることになり、予想をはるかに上回る利活用の現状を確認したところです。

さらには、施設を管理運営されております職員さんからは、旧6町のうち4カ所のみを整備にとどまっているので、施設のない地域では競技愛好者が著しく衰退してしまったとの大変厳しい現実を聞かされたことから、帰りの車中では、皆さん声をそろえて施設整備の必要性を訴えられておりました。

地域と要望団体では、本整備計画の目的である地域活性化を目指した多目的施設としての活用を、さらに地域に広報し、推進させるため、和知支所とともに自主的な環境整備を計画されております。地域と行政が協働した上で実行されます整備の具体的内容をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在計画しておりますのは、施設の有効活用を図ることに加えまして、地域住民、あるいはボランティア、行政が参加しまして、協働による施設整備として既存グラウンドの芝生化に取り組むものであります。協同作業を行うことで、地域の憩いの場、あるいはシンボルとしての意識を高めていただいて、愛着を持っていただくためにも旧和知第二小学校グラウンド芝生化プロジェクトという名称で実施するものであります。何にしましても健康で長生きしてもらう、いわゆる長寿社会を目指すという意味で、本当にご提案いただいたこと、ありがたかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 年が寄ったら、人を乗せて遠いところへはよう運転せん。雨降りでも雪が積もってもみんなの顔見もって楽しみにゲートボールやらグラウンドゴルフをして暮らしたい。このイチョウの木が見えるところにみんなが集まって、ここら辺全部が元気なる場所ができたらよいのにな、そうしみじみ語られますご年配の方の夢は、本町が実施しております各種の保健福祉施策や地域活性化施策にまさるとも劣らないものです。関係者の皆様の総力を結集いただき、早期の完成を目指していただきますよう、お願いいたします。

それでは、次に、今夏開催されます全国高等学校総合体育大会についてお聞きいたします。

高校総体、ホッケー競技のメイン会場が京丹波町に決定されたことから、本町ではグリーンランドみずほホッケー場の人工芝張り替え等の改修工事を行うなど、京都国体を契機として町内に根づいたホッケー競技をさらに推進するための整備を実施したところです。

高校総体が本町で開催されるのに当たり、工事が完了した競技施設の効果を存分に活かし、

地元高校生をはじめ、町全体として高校総体を歓迎しながら受け入れができるよう、次の点について質問いたします。

まず、本町内で行われる高校総体ホッケー競技の概要、そして受け入れの準備状況は、現在どのように進められているのか、教育長にお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今年の夏に、和歌山県を幹事県として、近畿各地で開催されるものでございます。本町をメイン会場として開催されますホッケー競技につきましては、グリーンランドみずほホッケー場におきまして、7月31日に開会式、8月1日から5日まで競技が開催され、4日には準決勝、5日には決勝戦と閉会式が本町で行われる予定でございます。

また、本町のグリーンランドみずほホッケー場以外に、茨木市と篠山市の会場でも1回戦から3回戦まで開催されることになっております。

参加チームにつきましては、男子が28校、女子20校の参加予定でございます。

次に、準備状況についてでございますが、昨年度から須知高等学校内に平成27年度全国高等学校総合体育大会京都府実行委員会のホッケー事務局が設置され、担当教諭と京都府実行委員会雇用の臨時職員の2名体制で準備が進められてまいりました。

本年度からは、新たに京都府実行委員会雇用の臨時職員1名、本町から臨時職員1名を常駐させ、4名体制で府と町が一体となり準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 本大会の町内での開催については、競技者と関係者はもちろんのこと、町全体で盛り上げていく必要があるものと考えます。その中で、地元高校生の参画や町民の広報等はどのように計画され進められるのか、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本大会の近畿6府県開催基本方針におきまして、「高校生が大会の準備、運営やさまざまな支援活動に積極的に参加をし、高校生スポーツの最大の祭典を、高校生がみずからの手でつくり上げた実感できる大会を目指す。」とされておりまして、地元高校生にも競技補助員等として、大会運営に参画していただくこととしております。

そして、何よりも地元須知高等学校ホッケー部の皆さんに、京都府や近畿予選等を勝ち上がり、本大会に出場していただくことを期待するものでございます。

次に、町民の皆さんへの広報等につきましては、懸垂幕やのぼり旗の設置等で機運を盛り上げながら、ケーブルテレビ等を通じてたくさんの皆さんに観戦に来ていただけるように周

知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 昨年度、全国的にもまだ採用例の少ないポリエチレン製の人工芝を用いて改修工事が実施されました。これについては、高性能で信頼性の高い世界規格の性能を有するものであり、競技者の安全面についてもすぐれたものであるとの説明を受けました。本町が採用した高規格の競技施設は、高校総体にどのような効果をもたらすのかお聞かせください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今回の人工芝は、芝葉がやわらかく、選手のけがの予防と夏場の気温上昇を抑える効果のあるポリエチレン製のクールタイプの人工芝を採用しており、選手の安全面に配慮したところがございます。

国内では、ポリエチレン製の人工芝を採用している競技場が少ない中で、国際的にはポリエチレン製の人工芝の競技場が増えてきていることから、若い選手の皆さんに世界を意識した夢の持てるホッケー場となることを期待をしております。

また、これまでなかった自動散水設備の導入により、散水時間の短縮と人的負担の軽減を図りますとともに、観客スタンドの整備により、保護者の方をはじめ多くの町民の皆さんにも観戦していただけるところでございます。

さらに、このたび、日本ホッケー協会のグローバル規格公認ピッチとしての公認を受けたところであり、改修工事後の初めての全国規模の大会となります今回の高校総体を通じまして、全国の多くの選手や関係者の皆様に使用していただく中で、特色ある人工芝のホッケー場として認知いただき、これまで以上に各種大会や合宿等に利用いただけるものと期待をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） これは、町長とお話をさせていただく機会に、よく話題になることですが、地域活性化を目的とした各種イベントを通し、町外からのお客様を呼び込むことは、もちろん大切ですが、それ以上に重要視するべきは、地域の皆様の参画と協働にあります。そして何より必要とされるものは、地域の皆様が日々感じられる日常生活の満足度に尽きると私は考えております。

まずは、京丹波町の子どもたちが輝ける競技大会となり、その子どもを支える家族、地域、

学校とが一体となって楽しみに迎えられる高校総体になるよう、十分な広報と準備を進めていただくことをお願いいたします。

それでは、最後の質問として、冒頭にも申し上げましたように、行政再編後10年を迎える本町が、今後を目指すべき将来像について、町長にお聞きいたします。

京丹波町が新町として発足後10年の節目を迎える時期と呼応するように、本年7月には京都縦貫道が全線開通し、町を挙げての一大プロジェクトとして推進してまいりました「京丹波 味夢の里」の運用が開始されます。今後においては、町民が選択し、町民と行政がともに苦勞し、汗を流しながらつくり上げてきた町の一体感をさらに醸成させ、町全体の勢いと地域活力を持続していくことが肝要であると考えます。

行政再編後の節目を迎えるこの時期に当たり、本町の未来を見据え、寺尾町長が推し進める本町の基本構想は、どのように描かれているのか、また、その目的を達成するために、具体的に行うべき施策にはどのようなものがあるのか、寺尾町長が思い描き目指していくまちづくりの将来像をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私ですが、町民の皆さんの日常生活を支援すること、お支えすることを基本として取り組みを進めております。

合併しまして10年間ですが、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化していると考えております。都市部との交流機会が増加しようとしている、増加する中で、本町を訪れる方々だけではなく、町民の皆さんが生きがいを持って楽しく幸せに生活できる健康長寿社会、そうした社会の環境づくりを目標にしております。

このことは、本町にある森林など、環境、あるいは食の供給地としての歴史、地域で地域を守る力などがうまくつながり、充実した子育て支援と高度な教育機会を通じて、将来町民の皆さんを支える人材が本町で育成できる、そんなまちづくりを目指しております。

京丹波町の町の姿といたしまして、言いかえますとといいますか、表現を変えますと、自給自足的循環型社会の復活が、この復活というのは一部であってもいいんですが、自給自足的循環型社会の復活、こういうことが大事だという思いでリードしてきました。

今後も日々の生活の中で、互いに助け合い、あるいは相手を敬い、感謝することを実感していただけるような、さまざまな取り組みを進め、京丹波町がさらに大きく発展していくよう、努めてまいりたいと考えております。

5月27日には、京丹波町総合計画審議会の委員として20人の方々を委嘱し、地方創生総合戦略と第二次総合計画の策定について、諮問させていただいたところでございます。

町合併10周年を迎え、今次の時代へ向けて第二次総合計画の策定に入ったところであります。

京丹波町の将来像や基本構想につきましては、先ほど申し上げました考え方を基本に、審議会等の意見を聞きながら定めてまいりたいと思っております。

何にしましても、私の思いは、京丹波町の立地を最大限生かしたまちづくりというものが大事だということを、常々申し述べております。国道9号が横断しまして、27号、縦断とは言いませんけれど、9号から舞鶴若狭道につながる、あるいは南側から申しますと、大阪市、そして池田市通って川西通って9号につながるというような、こういう立地を活かしたまちづくり、一言で言うと道づくりをまちづくりに活かすということは、今後とも大事だというふうに考えております。

もう1点、このことで食料ということも出てくるんですが、一番大事なことは、森林資源をしっかりと活用することというのが、この町にとって非常に大事だという認識でおります。

先ほど使いました言葉、自給自足的というのは、食べ物もそうだし、燃料もそうだし、衣・食・住も全て自前でやっていけるまちだというような考えのもとに、そういう森林資源の活用がこの町によそと違うまちが、京丹波町だけでも、いつも生き残れるような町だというふうに言っております。

私、町長に志を立てたときに、一言で申しますと、これは意外と私の周辺の人が知ってくれとんですけれど、正しきによりて滅ぶこと、あるいは滅ぶこと、滅ぶ者あれば滅びてもよしというふうに考えてます。いかように正しい正邪のうちの、邪やなしに正しかったとしても、あるいは善悪であったとしても、ときには病に倒れたり、いろんなことで志半ばで撤退することがあるんですが、私は、そうしたときでも正しいことをしていて、あるいはよいことをしていて滅ぶ、あるいは撤退するということがあってもよいというふうに、今も思っております。正しいことをしとっても、滅ぶことがあるわけですから、ましてや悪いことしたり、よこしまなことしとってね、私は認められるはずないと思っとなやね。そういうふうに常に商業の世界でも生きてきたし、町長、人生最後のご奉公として、町長としてまちづくりに献身したいという志を立ててます。そのもとは、そういうふうに正しいことをしていても滅ぶこともあるし、ましてや悪いことしとったら滅ぶわけですから、善を積んで、そしてよこしまな心を抑えて毎日を頑張っていくと、そういう思いで今申し上げたような道づくりとか森林資源を活かしたとか、私は信じてます。自給自足的循環型社会が、京丹波町なら形成できるという思いでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 町長には、貴重なまちづくり構想を聞かせていただきました。

私は、常に地域と行政が手を携え進めるまちづくりを議員活動の基軸として取り組んでおり、本日の一般質問を含め、行政と議会が取り組む内容を広くお知らせした上で、地域の皆様に協働いただくまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

行政再編直後には、手探りで慎重な行政運営を推し進める余り、できません、それは無理です、そう答えてしまう場面が多く見られ、それが1つの要因となり、地域には深刻な閉塞感をもたらしました。それが、再編後10年を迎えた今日では、大事なことです、一緒に取り組みましょうとの姿勢がしっかりと地域に根づき、地域と行政による協働に、前向きな期待を持ちながら住民がまちづくりに参画できるようになりました。

このような変化を最大限に評価し、寺尾町長におかれましては、地域と行政が手を携え進めるまちづくりをさらに推し進め、今後も京丹波町が輝き続けられるための行政運営を促進していただきますよう求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） 平成27年第2回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

1つ目に、成年後見についてお聞きいたします。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断力が不十分になった人を支援する制度で15年前に始まりました。本人にかわって成年後見人が金銭管理や介護、医療に関する契約などを行います。利用者数は平成25年末で17万5,000人余りとなっています。

3月議会の予算委員会でも、篠塚議員から関連質問がありました。視力が落ちれば眼鏡をかける、歩行に支障が出ればつえを突いたり車椅子を使うなど、ほかの多くのことと同様、成年後見も、またかわらないために手当てする類いのものと言えます。

厚生労働省の介護保険による介護サービスが身体能力の衰えなどを補う手当であれば、法務省による成年後見制度もまた判断能力の衰えなどを補う民法上の手当です。多くの人にとって必要である社会制度として用意されているものと評価できます。

そこで1つ目の質問ですが、成年後見制度の普及・啓発や相談体制の充実について、町としてどのような方針を持っているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成12年の介護保険制度の施行以来、高齢者、障害者に関する施策が市町村の措置から契約へと大きく変わったことを受けまして、後見人等による支援が求められるようになりました。

専門職が後見人として支援者となると、預金の用途などにさまざまな規制が生じ、当初、家族が考えていた支援とは異なる状況になる事例もあり、積極的な制度の周知には至っていないのが現状であります。

しかし、高齢化の進行や、親亡きあとを心配されている障害のある方の保護者など、将来的に成年後見制度の利用が必要になる方は増えると思われまます。判断能力が十分でない方々の権利が守られ、必要なサービスの利用につながるように、ご本人、ご家族がどのような支援を望んでおられるのか、多方面から検討し、経済状況に応じた負担で支援を受けられるように、関係機関と連携しながら制度の啓発や相談窓口の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 成年後見制度利用支援事業とは、知的障害、精神障害、高齢や認知症などにより物事を判断する能力が十分でない場合など、町長が必要と認める人に対して成年後見制度の申し立てに要する経費等を助成する事業です。町の生涯福祉計画によれば、利用支援事業は今年度から3カ年1人ずつを見込んでいます。

昨年12月にあったNPO法人スマイルほかの主催の障害者福祉講座、成年後見制度を活用しようの中で、京都社会福祉会の権利擁護成年後見事業部長より、町の実施要綱は6年前の平成21年6月告示ということですが、恐らく当時のモデル要綱を使ったままになっており、現在の実態にそぐわない部分も見受けられるとの指摘がありました。利用の多い京都市の同要綱などと比較すると、一目瞭然になると教えていただきました。

京都市の同要綱では、成年後見人等報酬の支給対象額は家庭裁判所が決定する報酬額としており、青年被後見人等が施設に入所している場合は、月額1万8,000円、その他の者については月額2万8,000円を上限としています。町の要綱では係る上限が月額上限が無設定であることがわかります。

そこで2つ目の質問ですが、町の成年後見制度利用支援事業実施要綱の第5条、成年後見人等に係る報酬の助成では、報酬費用助成についての月額上限が設定されていない。利用人数の少なから制定当時の要綱がそのままになっているものと推察するが、今後さらなる高齢化の進展などと相まって、需要の増加が予見される。改正を行うべきではないか、町長、

お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用援助事業ですが、生活保護受給者、もしくは後見人の報酬を負担することで、生活保護受給対象相当の経済状況になると思われる方を主たる対象としております。報酬額は本人の状況に応じて家庭裁判所が決めることになることから、要綱による限度額は設定していないということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 3つ目ですが、朝日新聞の調べでは、身寄りのない認知症のお年寄りらの財産や生活を守るため、市区町村などの首長がやむなく家庭裁判所に成年後見を申し立てた件数が、この5年で2.3倍に急増し、認知症高齢者の孤立化が進んでいるなど実情が浮き彫りになっています。成年後見制度の申し立て状況そのものとしては、昨年家裁の判断が出た総計は3万4,000件余りで、前年からほぼ横ばいです。

しかし、このうち首長申し立ての件数は前年より11%多い5,600件で、全体に占める割合も9%から16%に上がっています。

成年後見は親族による申し立てが基本です。例えば、ひとり暮らしで財産管理が難しくなった認知症の人の情報を近所の人や民生委員らを通じて市区町村が把握した場合も、市区町村が親族を探して申し立てるのが原則です。

後見人がつかないと公共料金を払えず、支払えず生活できなくなったり、悪質な商法にだまされたりするおそれがあるからです。

しかし、親族が見つからなかったり、親族がいても申し立てに協力してくれなかったりする場合、例外的に首長がかわって家裁に申し立てることができます。

3つ目、成年後見の首長申し立て制度が利用されたケースはあるのか、また、その周知はできているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町長による申し立てを行った事例は、平成24年度に1件ございます。さまざまなネットワークを通じて権利擁護の相談につながってくる事例に対しまして、個々の状況に応じ町長申し立てを適用するかどうか、その必要性について調査、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 全国の首長申し立て制度の利用との相関を資力の多い少ない、生活保護受給率の高さ、身寄りのないひとり暮らしの高齢者数、財政状況を示す財政力指数との関連から、エクセル統計ソフト、統計学的に分析してみました。その結果、いずれに関しても、ほとんど、あるいは全くといっていいほど優位な相関関係はないことが導き出せました。

つまり、このことが何を意味するかというと、成年後見制度の首長申し立てや費用負担については、担当者のやる気であるとか、ノウハウ蓄積など職員などのマンパワーに左右される可能性が高いということです。

そのような点からも、議会などでどのような議論をしているのか、関心を持っていただくことが必要であると痛感しています。

4つ目ですが、厚生労働省の市民後見推進事業では、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また、今後、主となる後見業務として高齢者の介護サービスの利用契約の締結などが想定される。

したがって、こうした目的に対応するためには、高齢者などの専門職後見人だけがその役割を担うのではなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。このため、福祉を増進する観点から、市区町村において市民後見人を確保できる体制を整備強化するとともに、地域における市民後見人の活動を推進する取り組みなどを支援していくと、厚生労働省はしています。

そこで4つ目ですが、市民後見人の存在は単に専門職後見人の不足を補うだけにとどまらず、後見人を必要とする方の選択肢を増やし、より充実した生活に寄与するものである。市民後見人を育成していく考えはあるか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 成年後見を必要とされる方の増加が見込まれる中、市民後見人に対する期待が大きくなるようになると思われませんが、権利擁護支援に経験のある専門職の助言や、地域での協力など、チームで対応する必要性があると考えております。

市民後見人の養成とあわせまして、市民後見人が安心して支援に当たっていただけるよう、専門職種が連携してサポートする体制づくりや、法人が成年後見人等として活動する方法など、検討が必要であると考えますので、社会福祉協議会と連携しまして、研究、検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 並行して、社会福祉協議会、今出ておりましたが、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）は、先の社会福祉協議会が実施主体です。現状、成年後見制度の利用にまで至らないようなケースであっても、このサービスを利用することによって、判断能力に不安のある人が、福祉サービス利用に関する相談、援助、預貯金の出し入れなどの日常的な金銭管理の援助、さらには役場の諸手続、税金や公共料金、光熱費の支払いなど、必要に応じた支援が受けられます。

なお、このサービスを利用するには、本人と社協で契約を締結する必要があるということです。

並行して、最後、社会福祉協議会実施の福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用状況、支援体制、支援内容などはどうなっているか、また課題などはないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町社会福祉協議会が取り組んでおられる地域福祉権利擁護事業として、平成26年度末の利用者数は17名と聞いております。主に福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳、判こ、書類の預かりサービス等が行われております。現在、16名の生活支援員さんに登録いただきまして、社協の専門員と支援員さんが一緒に支援に当たっていただいております。

今後の課題といたしましては、やはり高齢化の進行に伴い、サービスを必要とする方の増加が見込まれる中、生活支援員として活動いただく方の確保、また地域福祉権利擁護事業の範囲を超えた場合への対応や、利用者の状況に応じて、成年後見人制度への移行などがあると思います。

このことについても、社会福祉協議会と十分連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 2つ目、使用料・建物貸付料について入ります。

まず、1つ、予算委員会でも質疑がありましたが、丹波高原朝どり野菜部会から、さらなる減免を求める要望があった丹のまち広場うるおい館の使用料に関して、その後どのような話し合いがされたのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波高原朝どり野菜部会から丹のまち広場うるおい館の使用料免除の要望を受けました。部会の役員の皆様とも運営状況や課題等をお聞きする中で、本年4月から使用料の全額免除を決定し、運営いただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 私も部会長の方から連絡をいただいて、よかったなというふうな話がありました。

2つ目、竹野地域活性化委員会で、竹野サロンとして活用されてる際の、丹波食彩の工房の使用料はどうなっているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年4月から、竹野活性化委員会のサロン活動で利用いただいております食彩の工房、喫茶室及びエントランスにおいては、行政財産使用料条例に基づきまして、行政財産使用許可を交付しておりますが、公共性の高い活動であります地域福祉の向上に寄与するものであると判断して、当初から使用料を全額免除しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） それら2つを踏まえて3つ目に入ります。

4月1日の京都新聞に、少人数デイサービスに危機感、4月から介護保険報酬改定との記事があり、NPO法人クローバーサービスほか取材を受けています。以下、紹介いたします。

訪問介護やデイサービスを中心に展開する京丹波町のNPO法人クローバー・サービス、デイサービスの定員は一人ひとりに目配りができるように、1人当たりの定員は15人と少な目に設定している。介護保険制度上は小規模型通所介護に区分され、4月からの改定で報酬は9%ほど引き下げを見込むと。過疎化が進む地域のため、スタッフも集まりにくく、介護福祉士を手厚くして配置して加算の適用を受けることも難しいということ。認知症の人や要介護3以上の人を一定数受け入れた場合の加算も設けられているが、事務局長は都会と違って住民同士の関係も密な地域だけに、認知症の有無や要介護度の違いなどで利用者を選別するようなことはできないと話している。クローバー・サービスでは、3年前の報酬改定で、長時間対応のデイサービスが優遇された際にも、利用者の負担を考慮して時間延長はしなかった。このため収支が悪化、経営を安定させるため、利用者らの了解を得て昨年秋から時間延長したばかりだったと。やっと収入が安定したと思った矢先の改定、努力が水の泡というふうに京都新聞にはあります。

また、クローバーだより4月号の表面にも、自主おいデイ廃止、カフェは独自に継続として、京丹波町の方針変更を受け4月から京丹波町の委託事業であるみんなおいデイ、いきいきクラブ、クローバー・カフェの3事業は、新年度から委託条件が見直され、みんなおいデイといきいきクラブは会場が削減、クローバー・カフェは委託自体が取りやめということになりました。

こうした変化に対処するため、クローバー・サービスとしては、今まで独自に開催していた自主おいデイを4月以降を廃止し、クローバー・カフェは自力で運営を続けていくという決断をしました。

新年度は、介護報酬の改定で減収が確実な上、委託事業も縮小、削減されることで大変厳しい運営を迫られることとなりますが、利用者、会員の皆さんの協力をいただきながら頑張っていきますので、よろしくお祈りいたしますとあります。

そこで、3つ目の質問ですが、NPO法人クローバー・サービスがデイサービス提供の場として使用している建物、附帯設備の貸付料、年間42万円をほかの福祉事業所への、例えば、山彦苑への建物貸し付け条件、高原荘への土地貸し付け条件と同様に、無償貸与にできないかというふうに伺っています。その考えはないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 建物は、民間事業者から寄附を受けたものですが、土地自体が個人所有となっております。土地所有者に町から借地料をお支払いしております、その金額はNPO法人への貸付料と同額となっております。ということです。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 3つ目、医師確保奨学金等貸与事業について質問いたします。

1つ目、昨年度までの貸与実績がゼロ件の医師確保奨学金等貸与事業では、本年度応募期限が5月8日金曜日、状況によっては延長ありというふうにありましたが、応募があったのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在もございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 応募は狭く、医師派遣を専ら頼っている府立医大関係者のみを対象としているのか、あるいは広く全国の医療関係者を対象としているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 募集要項のとおりでして、特に限定しているということではございません。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 病院での出身、大学間の確執などが原因で、離職する医師もあるという話を聞きますが、1つの大学に頼る体制には、おのずと限界があることなどから、異なる大学出身の医師が協調して切磋琢磨して、医師の質を高める努力を積み重ねることが、特に自治体病院などでは強く求められているというふうに思っております。

それでは、3つ目ですが、これまで応募がなかった原因を、どのように分析、評価しているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 近年、京都府内で亀岡以北の高校において、医師志望の医学部志願者及び医学部合格者がほぼないという実態があります。また、医師不足の各市町村は、どこも同様の制度を設けて、同じような冊子を作成しておりますので、本町もその1つとしてしか見られていないという実態もあるのではないかと思います。

近隣高校への奨学金制度説明の訪問の際は、校長先生や進路指導の先生にしっかりとお伝えしておりますので、奨学金を必要とする方が出た場合は、進路相談及び進路指導の際、伝わっているものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 4つ目、従来から実施している地元の高校訪問や大学からの紹介、医学部受験生向けサイトなどへの奨学金情報のリンクに加えて、例えば、1つ目、大学の新生、オリエンテーション時に案内配付を依頼。

2つ目、大学の掲示板に掲示、大学のホームページの奨学金情報に掲載を依頼。

この点に関して、例えば、日本大学の医学部、地方公共団体奨学金のところでは、募集の時期は4月から5月が最も多く、大学に募集の依頼があったものについては学生課カウンターで供覧できます。

なお、地方公共団体奨学金については、大学依頼のないものもありますので、問い合わせが必要ですよといったところであったり、旭川医科大学地方自治体等の奨学団体では、医師、看護師確保などの目的で、国・地方自治体等で、医学生、看護学生に修学資金を貸与する制度もあり、貸与の条件として卒業後に定められた病院、保健所等に一定期間勤務しなければ

ならない場合もあります。これ、奨学生についても、年度初めに募集されますが、募集方法は一律ではないので希望者は学生支援課、学生係に相談してください。

さらに、聖マリアンナ医科大、その他の奨学金では、地方公共団体及び民間団体からの奨学金に関する案内を随時掲示していますとあります。

3つ目、大学のオープンキャンパス時に専用ブースを設置し、広報。

4つ目、医学部受験専科のある予備校に、ポスター掲示や案内設置を依頼。

5つ目、唯一の専門受験誌である月刊「医歯薬進学」、ここに手元にありますが、こういった雑誌です。ほか、各種ムック、マガジブックなどへ募集広告を出稿などを検討、実施していく考えはないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 広報につきましては、さまざまな手段があると了知しております。医師確保奨学金制度は、京都府と京丹波町以北の各自治体が同様のものを創設しておりますので、今後、「京都府中部地方以北への医師招致について」のような共同で広報することなども視野に入れて、議員のご質問にあったようなメディアや機会を捉えて検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 免除施設である国保京丹波町病院、国保京丹波町病院和知診療所で貸与相当期間勤務し、返還免除となった時点で、奨学金は貸与から一気に収入となり、その年の課税対象となるのではないかと、もし、課税対象となるのであれば、その年に限って大幅な所得税、住民税の増額が見込まれます。

つけ加えます。国税庁大阪国税局平成22年12月2日と、名古屋国税局平成24年4月17日の見解が、ここに文書回答で見つかりました。大阪国税局の事例が町の奨学金に近いケース、名古屋国税局の事例が府の奨学金に近いケースと言えます。

焦点は、所得税法第9条第1項15の学費に充てるために給付される金品、いわゆる学資金に該当するか、該当せずに給与の前渡しなどとみなすかにあります。2つの見解を整理し、3年前、日本医師会から所得としないことを求める税法改正の要望書、ここにまたありますが、出されていますが、税法の改正には至っていません。

ざっと調べただけでも、鳥取市立病院の医師奨学金に返還を免除された際に、免除された奨学金が給与所得とみなされるため、所得税及び住民税が課税されます。

また、奨学金は無利息のため、利息相当額が所得としてみなされ、課税される場合があります。

ますとの記述がありました。

また、西尾市民病院では、医師確保奨学金に関する断り書きとして、現状の課税に対応して、返還免除の時期を段階的に設けることで、貸与者の皆さんが返還免除になった際の税負担が少なくなるように条例等を改正し、より奨学金を利用しやすくしましたと盛り込んでいます。

かかる類いの説明も、募集要項に盛り込んでおくべきではないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 園部税務署と協議しました。大阪国税局が見解を出しているとおおり、奨学金支給する貸与者と勤務する者が同一であった場合、奨学金免除の段階で、給与とみなされ、その年に所得税が課税されるという見解でありました。本町でも、今後、募集要項に返済免除の際、その免除益に対して、給与所得とみなされ、所得税法上課税されることがありますという説明を加えて案内、説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 例えば、課税対象となった時点での年収が1,200万円、年間180万円の奨学金を6年間貸与、1,080万円貸与していたものが、一気に収入、給与になったと仮定した場合、私のシミュレーションでは、当該年、2、3月からの確定申告時に差し引きとして追加で納める所得税と、6月から特別徴収として毎月差し引かれて納める住民税とタイムラグの差はありますが、所得税と住民税計で、およそ435万円の増額、さらに京都府地域医療確保奨学金と合わせて年間360万円の奨学金を6年間貸与、2,160万円貸与していたものが、双方とも一気に収入になった、給与になったと仮定した場合、所得税と住民税計でおよそ975万円の増額となります。

ちなみに、給与以外の収入として計上し、授業料ほかを経費とみなす、することができるのかについても、統一的な見解はないようでした。先ほどありましたように、この点はちょっと、幾ら高収入が見込まれるお医者さんでも、400万円、900万円といった税金が、所得が、給与収入が1,200万円の中から払っていくのは大変なものになると思いますので、盛り込んでおく必要があるというふうに思っております。

4つ目ですが、ふるさと納税の二面性について質問いたします。

ふるさと納税、寄附金の受領は、普通交付税額の算定上考慮される基準財政収入額にどう影響するか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税を受領する自治体においては、基準財政収入額に当該寄附金は算入されません。そのため、ふるさと納税受領により交付税が減るということはありません。寄附金を受領した分、収入が増加するという事です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 2つ目ですが、2,000円を除いた全額が控除される限度額、ふるさと納税枠内での寄附だったと仮定して、ふるさと納税寄附者の住所地自治体（同様に、普通交付税が交付されている自治体と仮定する）の普通交付税基準財政収入額及び留保財源は一般的にどのように増減するとシミュレートできるか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税を行った者の所在する自治体においては、ふるさと納税による税の減収額が基準財政収入額に反映されるため、基準財政収入額が減少することとなります。税における基準財政収入額は、算入率が標準的な税収入の75%とされていることから、税の減収額のうち75%が普通交付税で措置され、25%が住所地自治体の実質的な収入減となります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 少しおさらいをします。まず、ふるさと納税を受領した自治体の財政についてですが、ふるさと納税は寄附金扱いになるので、国から見て自治体の税収が増加したことにはならず、普通交付税の算定上考慮される基準財政収入額には影響しません。つまり、ふるさと納税を受けた自治体は、寄附金の全てが収入増につながります。寄附者に特典を出せるゆえんもここにあるかと思います。

次に、ふるさと納税寄附者の住所地自治体の財政です。ふるさと納税寄附者は2,000円を除き全額が寄附金控除限度額ふるさと納税枠ありですが、されます。寄附者の住所地自治体の税収減分は地方交付税交付団体の場合、国から普通交付税で補填されます。ただし、留保財源の逆算があり、25%分は差し引かれ、75%分が対象となると町長の答弁にもありました。

例えば、1万円のふるさと納税を受け入れ、特典が3,000円、送料が1,000円だったケースでは、ふるさと納税を受けた自治体は、寄附金引く特典プラス送料で、6,000円が収入増となります。

他方、1万円のふるさと納税をした寄附者の住所地自治体では、寄附金控除として8,000円の税収減になると、うち75%に相当する6,000円が普通交付税で補填され、ト

ータルで2,000円の収入減となると。ふるさと納税をした寄附者は1万円のふるさと納税をして、住所地自治体の税金が8,000円控除され、3,000円の特典をもらいますので、トータルで1,000円のプラスとなるということです。

これ、もうちょっと4万2,000円の寄附を100人がして、他自治体の寄附金総額が420万円だったと仮定した場合、留保財源が100万円相当になりますので、100万円の収入減となると、そういったところが具体的には見てとれます。

続いて、3つ目に入りますが、新聞報道によれば、実際見込まれた住民税が減り、差し引きが赤字になったという記事も散見してきています。

例えば、特産品などの特典を設けていない東京都江東区では、昨年12月末現在の寄附額が61万円だったのに対して、一昨年のふるさと納税による控除額は1,770万円でした。

予算委員会でも質問しました。この前の臨時会でも山田議員から質問がありましたが、そこで関連してふるさと納税の二面性、すなわち、ある自治体の住民で住所地自治体以外に寄附する人が相次いだ際、入りの寄附金受領額よりも、出の寄附金控除額が上回り、住所地自治体にとって収入が減る実態が発生し得ることについて、どのように評価するか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税は国及び地方公共団体が課税権に基づき徴税する制度であります。納税者は納税先を選択できません。

しかしながら、ふるさと納税は、貢献したい、または応援したいという自治体への納税者が自分の意思で納税先を選択して、寄附ができる画期的な制度であると考えております。

議員ご指摘のように、自治体間においては、ふるさと納税制度の影響により、収入が増減するというような事例もございますが、納税者が税について改めて考え、納税の大切さを再認識いただける重要な機会が生まれるものであると評価しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 関連して4つ目ですが、将来にわたってふるさと納税の寄附金受領額と寄附金控除額の逆転現象を発生させないために、どのような手だてが有効と考えるか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 都市部の自治体においては、ふるさと納税における税収入の減少を危惧されているとの報道がなされております。制度上、寄附を制限することはできませんので、

特効薬はございませんが、京丹波町を応援していただけるように、本町の魅力を積極的にPRしていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 実際、ふるさと納税制度による寄附金控除においては、寄附を手段として合法的に町への住民税納税額を少なくすることができ、加えてそれ自体を手段じゃなくて、目的とすることも可能です。ふるさと納税先を選べるということは、そういった面も考慮して、町民の皆さんから信頼される公平公正な行政運営が求められていることに直結しているんだと、改めて肝に銘じる必要性を感じています。

5つ目ですが、ふるさと産品、京丹波まごころ便、道の駅さらびきカタログと道の駅和カタログから選べるようになりました。対象は、1万円以上の寄附をいただいた町外在住の方に限るとしております。

例えば、さらびきコースでは、野菜おまかせ詰め合わせであるとか、丹波ワインセットであるとか、きのこ食べ比べセットであるとか、栗のお菓子セットであるとか、黒豆煮とか、和コースでは、野菜おまかせ詰め合わせ、冷酒「和」セット、日本酒セット、和知黒500グラム、和知黒ゼリーセット、丹波大納言などもあります。こういったところがふるさと産品で選ばれていますが、ふるさと産品京丹波まごころ便の選定基準は何か、またふるさとチョイスなどのポータルサイトの情報更新、当初掲載内容に不備がありましたが、その後修正されております、確認済みですが、その周知方法と知っていただくための仕掛けは何を行っているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと産品につきましては、町のPR、さらには食のPRの観点から、京丹波町産のお米をはじめ、旬の野菜など、京丹波町で生産、加工されたものを送付することとしております。

ふるさと産品の取り扱いにつきましては、町内の道の駅連絡会にお願いし、取り組んでいただいております。周知方法でございますが、町ホームページへの掲載をはじめ、ふるさと納税のポータルサイトへの掲載、道の駅でのチラシの配布等を行っているところであります。

今後も、イベント等の機会を利用するなど、積極的にPR活動を行い、財源の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） まだまだ京丹波町には魅力ある食材があると思います。今後のふるさと産品拡充にも期待しています。

最後ですが、ふるさと納税特典賦与に伴う経済波及効果は多岐にわたるものと推察するが、どのように分析しているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 直接的には、町のふるさと産品購入による売り上げの増加、生産者の所得向上に寄与するものであると考えておりますし、間接的には、今後、先進地のように多くの寄附がいただけるようになれば、雇用の創出というような波及効果が期待できると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 二日目、明日また北尾議員の質問に、またいろんなことに答えていただくことを期待しております。

また、最後に、ちょっとまとめます。ふるさと納税は、単なる地方への財源移譲策ではなく、寄附者、消費者、自治体、特産品生産者、それらを有形、無形に支援する人、寄附者指定の使い道に関与する事業などに対するさまざまな効果に加え、観光客の増加などによる経済波及効果まで期待できる側面を持っています。

これまでの議員各位の一般質問でも何度か話題になっています北海道の上士幌町の昨年度の寄附総額は、9億7,000万円、件数も5万5,000件に迫る勢いで、歴年ベースで昨年の寄附額は全国3位とのことでした。

上士幌町では、子育て、教育の指定寄附を財源に、ふるさと納税子育て・少子化対策夢基金が設けられ、たくさんの事業が進捗しています。

例えば、高校生世代までの子ども医療費助成事業拡大事業、認定こども園に係る保育料軽減事業、幼稚園の無償化、認定こども園異文化交流指導員設置事業、スクールバス夢基金号運行事業、子どもの絵本と映像ソフト購入事業などが目を引きました。

ここまで行くと、ふるさと納税の経済波及効果として、事業や移住などによる恩恵も発生してくるはずですが。直接効果、一次誘発、二次誘発効果に続いて、これらは三次誘発、四次誘発効果と言えます。

このように全国から集まった寄附金が、町をどのように変えたのか、町をどのような形で活性化させることができるのかを発信していくことも意義深いと評価しています。

今後も、ふるさと納税に対する注目の集まりと相まって、寄附の拡大が地方創生にとって

どのような継続的な効果を発揮していくのか、普遍性は経済波及効果の広がりや、種々誘発される効果などとして、何が期待できるのかに刮目していきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山崎裕二君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時40分まで。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○13番（村山良夫君） ただいま議長のお許しを得ましたので、かねて提出しております一般質問通告書に基づきまして、国保京丹波町病院事業につきまして、一般質問を行いたいと思います。

質問を始める前に、実は今回の一般質問の通告書につきまして、何かいろいろご指導をいただいたようでございますが、なぜこのようなスタイルにしたのか、私の思いを述べさせていただきます。

皆さんもご承知のとおり、中国の経済改革を指導されました鄧小平氏が日本へ来られて、松下電器の本社工場を視察されました。そのとき、社長以下全員で歓迎の準備をしたわけですが、一応、準備を終わったところを、松下幸之助会長が見られて、「皆さん非常によくやってくれてる。ただし、1つだけ気になることがある」こう言われたそうです。それで、社長以下全員が、もう一度点検をされました。ところが、問題になるようなことは何もなかった。恐る恐る会長に聞きますと、どうおっしゃったかといいますと、鄧小平氏は私と同様高齢者やと、玄関を入ってから赤いじゅうたんが敷いてあるのが長いので、途中でもしも休憩される場合に、椅子を用意しといたほうがええのと違うかと、こうおっしゃったそうです。

ところが、松下幸之助さんの会長の思いは、そんなことじゃなしに、もう一度、ちゃんと真剣に点検をしてもらいたいという思いで、そういうことをされたようです。そういうことを先輩から、私、教えてもらってましたんで、あえて今回の一般質問通告書も、かなり大幅に書いております。そのことによりまして、私が指摘したいことを職員の方々が、本当に自分の目で質問されたことだけに答えるんじゃないしに、いろいろと配慮をしていただいて仕事に取り組んでいただくきっかけにさせていただきたいと、そういう思いでこういうスタイルでさせていただきました。

このことは、今後も続けていきたいと、このように思っています。

それでは、早速ですが、一般質問に入らせていただきます。

過去、町長には費用対効果につきまして、その判断につきまして再三質問をしてきまして、たまに意見の合うこともありましたけども、意見の合わないこともたびたびありました。

今回、あえて町立病院事業につきまして、具体的に理由を挙げて質問をしたいと、このように思います。

まず、最初に、町財政から実際町立病院事業へ本当にどれぐらいの資金が1年間に投資されてるといいますか、かかっているのかということをお聞きしたいと、こう思っています。具体的には、まず1つには、一般会計からの繰り入れる資金がございます。

2つ目には、国保事業特別会計からの繰り入れがございます。それから、これはちょっとわからないんですが、医療政策課の職員の給料も入ると思います。それから、介護保険事業特別会計からの繰り入れ、これは和知の所長の報酬等々があると思います。これらが、平成27年度予算で総額幾ら予算編成されているかを、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度の病院事業への一般会計からの繰入額は3億5,688万7,000円を、当初予算で計上しております。平成26年度予算額と同額となります。また、国保会計から特別調整交付金として、府から897万8,000円、これは和知診療所と歯科診療所に交付予定でございます。

これらは、府から国保会計を経由して病院事業会計に入るものです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 平成27年度の予算の委員会のときに説明があったんですが、介護保険特別会計の人件費の金額が増えていることについて質問したら、和知の老人保健施設の所長の報酬をここから出している、その分が2,300万円ほどあるというように聞いたんですが、そうではありませんか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 今ございましたように、当初予算で予算委員会でお話しさせていただきましてように、老健特別会計のほうに所長の人件費が入っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そういうことです、町長。全部をトータルいたしますと、約4億円になります。この4億円という金額ですけども、これも皆さんご承知のことかと思いますが、

国保事業特別会計の年間の保険料とほぼ同額です。当町の国保事業の保険率というのは、府下でも高額というんですか、高いというように言われている保険事業の、国保事業の保険料と同額というのは、非常に大きな金額だと、また町民にとってみて非常に大事な、影響の大きいものだと、このように思います。

加えて、地方交付税等があるといいながら、京丹波町の財源というのは、自主財源が非常に少ないし、また今後増えていく要素というのも少ないだけに、財政そのものはやはり、厳しいというように考えなければならないと思います。

そんなときに、このような多額の投資をして、本当に費用対効果がどれくらい上がって、町民の方からどのように支持されているかというように、病院のあることがどのように支持されているか、町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これは全面的な理解を得てるという認識であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 見解ですので、それで結構でございます。

次に、そういうことで、全面的な支持を受けているという回答のもとに、当病院の利用状況について、どのように把握されてるのか、町長にお伺いをしたいと思います。

町長は、ある地域の一町民の投稿記事を取り上げられまして、病院の存在価値を高く評価されてます。そこで、お聞きをしたいと思いますんですが、全町民の通院状況ですね、どの病院へどのように行ってるかということ十分に把握された上での評価なのかどうかを、お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そんなことは百も承知の上で評価しているということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 私の手元というか、町がされた調査で、高齢者の動向調査があります。それによりますと、高齢者の方が通院される病院ですけども、36.3%の方が近隣市町村の病院に行っておられます。具体的に言えば、南丹病院とか綾部市立病院とか、日吉の明治鍼灸とかということになるかと思うんです。

高齢者の方で36.3%です。いわゆる若い勤労者の方は、当然他市町村に通勤をしておられますので、一般的に考えますと、やはり勤務地の近くの病院に行かれるということになります。

そのようなことを考えますと、実際的には、いわゆる他の病院というんですか、町立病院以外の病院を利用されている方が50%を超えるのと違うかと。百も承知と、こうおっしゃいましたけども、本当にそういうことになってるのかどうかということを、私は疑問に思います。

もう一度、くどいようですけども、町長がおっしゃってる一町民の投稿のご意見と、今申し上げたように町が実施された高齢者の動向調査に基づきます36.3%の利用状況との矛盾があると思うんですが、この矛盾をどのように町長はお考えなのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） あのね、何ぼものつくったって、町民がつくったさかい言うて、全部町民がそこを利用するちゅうようなことありませんよ。病院だけやなし。ほかもっと出てはりますよ。やっぱりこれだけ不安を払しょくできてるんですからね。あんまり、南丹病院へ行くことも安心なんですから。そして京丹波町病院があっても府立医大へ行かはるし、何人どうのこうの言うて、1人とかおっしゃいますけど、そんなもんやないわ、知ってますって、現状は、出てるちゅうこと。

せやけど、京丹波町病院だって、全部の総合病院違いますから、京丹波町病院は、かかりつけ医でしょう、それ認めとってんでしょ。それだけ町民の支持を得てるから、こういう予算が確保できてるんであって、一人ひとりいうのは、かえって私は失礼やと思いますよ。そういう言い方は。1人投稿したら、その人のことを言うとかで、1人の人のことは、話はしてますけどね、その1人の人に責任あるような話ではないですから。出はりますって、どないしたって。年寄りが三十何%、若い人もっと出るとという論かどうか知りませんがね、京丹波町病院の存在っていうんがあるちゅうことの安心の効果は、費用対効果って何の話をしてはんのや思う。全く理解できません。民間が民間ベースでもうからへんさかいに、仕方なしに京丹波町が直接やとるんでしょ、国保会計で、そんなとこに費用対効果なんて持ち出したって意味ないやないですか。私は答弁しときますわ。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 町長もそこまでおっしゃるので、私も反論をしておきます。私が言っているのは、民間企業のいう利益分岐点、設備投資をして売り上げを上げたらどの辺で利益が上がるかという、そういうことを言うてるんじゃないです。4億円の病院へ資金を投入して、してるにもかかわらず、実際半分ぐらいの人がほかの病院を利用されてる、この状態をどのように費用対効果、4億円をした投資が見合う費用対効果があるのかどうか言うてるんであって、利益が上がるか上がらんとか、そんなこと私、1回も言うたことないです。

それは民間のことです。町長のおっしゃられるのは、それは利益分岐点の話です。設備投資をして、売り上げを上げたら利益が上がるかどうかの話です。そのことを費用対効果と、私は言ってないです。その点だけはちゃんとしておきたいと、このように思います。

次に、病院事業会計の処理についてお伺いしたいと思います。この点は、非常に細かいことですので、担当課の方が答えていただいても結構です。

私、今まで一般質問を含めて機会あるごとに、過年度分損益勘定留保資金について、その問題点を指摘してきました。つきましては、次の事項につきまして、具体的に見解をお伺いしたい、このように思います。

まず1つは、留保資金が、なぜ毎年毎年増加していくのか、その要因は何なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言葉じり捉えるんやったら、村山議員が言わはったってね、投資とかね、投入の話をしてるやないですか、費用対効果という言葉常に使ってるし、そういう4億円だろうが5億円だろうが、議会でやね、認めはったことを、1人おかしいん違うかという論でしょう、それは。3番目の事業会計処理、問題点ありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 問題点がないと言われたら、言いようがないんですけども、留保資金は、現金勘定という形で年々増加しております。5億5,000万円前後資金が入ると思います。順番に聞こうと思ってたんですけども、そんな問題は何もないと、こうおっしゃいますので、質問のしようがないんですけども、平成27年度予算でも、建設改良費としまして、9,500万円の起債をされてます。これは、この起債をされることによって留保資金が増加する要因になるんです。問題がないとおっしゃいますので、その問題点を指摘しときます。

それは、どういうことかといいますと、いわゆる起債をした分につきまして、資本繰入金という形で、一般会計から先ほどお話しになりました3億5,700万円のうち、1億2,000万円は出資金ということになってまして、資本繰入金の中に入ってるわけですね。片一方で減価償却しましたら、その差額は順番にたまっていく、だから今の状態をやってると、どっかで切らないと留保資金は、かなりずっと増加していくと、こういうことなんですけども、そういうことがあるということの懸念はないんですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もう一回、言うときますけどね、地方公営企業法にのっとって、病院事業会計というものは処理されとんですね。別に京丹波町病院だけが減価償却したのを、後年度留保してるんじゃないですよ。南丹病院も多額してるんですよ。そういう会計なんですから、そのことを崩すほうが、使ってもいいですよ、前言うてはって、もったいないさかいちゅうことで、せやけれど、そういうふうには指導受けてるんですから、これは、そういう会計なんですから、もっとたくさん積んではるとこいっぱいありますって、いつも言うてはるやないですか、減価償却してね、それが全然なくなっとったら、次改修するとか建て直すいうとき、大変なん違うんかいうて、指導してくれてはりますやん、普段は。このことだけ反対の説明を何でしはるんですか。そういうことですが。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 反対をしてるんじゃないです。私が申し上げてるのは、片一方で、今申し上げましたとおり、3億5,700万円の一般会計から繰入金のうち、1億2,000万円というのは、いわゆる資本金として入れてるわけですね。その分が結果的に留保資金の増加分の原因になってるんです。だから、その留保金の中から、ある意味では使い込んでいくと、最終的に、いわゆる留保資金と残った不動産との合計が、繰入資本金を下回る懸念があるということ言ってるんで、町長が今おっしゃるとおり、あんたは資金をちゃんと確保しとかなあかん、減価償却しとかなあかん、複式簿記でそうしなあかんということずっと言ってます。言ってることの懸念があるさかい言ってるわけです。

この辺は、先ほど、会計法で決まってることを決まってるようにやってるのでいいと、こういうお話ですけども、しかし、決まってることを決まってるようにやってたんでは、町長、前におっしゃったというように思うんですが、問題点を解決するためには、現状を否定してかからないと、改革はできないというように、町長おっしゃいました。私は、非常にいいことをおっしゃったと思うんですが、今のお話を聞いてますと、若干矛盾を感じてます。

次の質問に入ります。先ほども、町長おっしゃいましたけども、企業債の金利負担や、それまでに留保資金の運用ですけども、これはどういう形でされてるんですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それも、適正にちゃんと運用してるちゅうんか、貯金したりしてるということですよ。

言うときますけどね、そういうふうにして一般会計からそういう起債発行したときに、投入する、それが基金になるんか資本金になってるんか、会社やさかい資本金になってるということは、使わはったさかい資本金に繰り入れられるんだと思いますけどね、そのことによ

って、減価償却の内部留保ができるんですよ、せやなかったらできしませんって、この病院事業は。そんなことかって、わかるやん、何回も言うてる、基本は何やいうたら民間がこれへんさかいに、こうして自治体が経営してるわけですから。せやさかい、その公営企業法に基づいての会計で、正しくやってるんですから。そんなことを現状否定せんと改革はできんちゅうて言うたやないかって、今、持ち出されても、議論のしようがないやないですか。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 運用は預金とかその他でやってるといことですけども、5億円余りの運用益というのは、幾らぐらい上がってるんですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すんません、通告なかったもので、わからんといことです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 問題点の1つだといように思って、通告は中に入っていると、このように理解してます。

そしたら、今度、企業債の金利負担ですけども、企業債の金利につきましては、予算によりますと1,900万円、一般会計からの繰り入れ分ですね、繰り入れ分の運用補助金、括弧して利子1,900万円と、こうなってます。起債の残高は、9億5,700万円、平成26年度3月末になると思うんです。長期が8億3,700万円、短期が1億2,000万円、短期1億2,000万円というのは、1年以内に返さなければならないといことと、予算化されてる分だと、このように思うんですが、これで1億9,000万円の利息は年利どれぐらいになるかといことを計算しますと、1.99%になります。先ほど申し上げたとおり、5億から5億5,000万円の留保金があります。町長に、この前のときも、1,000万円ぐらいなら、無駄な金利が、金利ちゅうんですか、利息を払ってることになるが、いことを言ったら、もしもそんなことがあるんなら、一回調べて検討しとくと、いことだったんですけども、実際、年利ですか、起債の年利といのは何%ぐらいで、仮に5億5,000万円と、このように留保金をした場合、年間幾らの支払利息を払ってること、ゼロに近い運用でありながら、片一方では利息を1,100万円払ってることになると思うんですが、そう思われませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういことね、村山議員ね、町民の皆さんに知ってもらおう思ったら、何で通告しはらへんのですか。準備してないから。

私の言うてるのはね、今は、どちらか言うたら貯金するよりも借金返したほうがよい。預金が、預金利子が低いということは認めとんですよ。せやけど、そのこととさっき言うてはる病院事業会計の処理に問題点ないかいうたら問題点ないんですよ。公営企業法にのっとって病院事業会計きちっとやってるわけですから。言うてはるような、基金に、資本金に積むぐらいなら、留保資金を使ったほうがよいんじゃないかって、それも使えるんなら使ったらいんですけど、使うたら、いつかやっぱり一般会計から入れんなねやさかいに、せめてそういう一般会計、病院事業会計合わせて決算が組めてるんやさかいに、私は特段、まず問題はないと。

ただ、純経済的に言うて金利が安いんやさかいに、できるだけ借金せんほうがよいという考えは理解するちゅうんか、そういうふうに常日頃主張してきました。せやから自分の差配でできる塩漬け土地の買い戻しについては積極的にやらしてもろたんね。病院事業会計は、何回も言いますけれど、1つの指針があるわけですから、それにのっとって会計処理してますいうて報告受けて、ここに書いとんは、公認会計士とか監査委員の指導受けてますと書いとるわけですよ。それを、私が、無視することはなかなか難しい面があるということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 何で通告しなかったのかと、こうおっしゃってるんですけど、今質問した1,000万円余りの無駄な金が入ってるかというのは、前にも町長に直接言って、町長も、そんなことになってるなら、一回調べてみると、こうおっしゃってましたんで、あえて質問したんです。ここでおっしゃったけども、調べておられなかったと、こういうことになるのかな、若干疑問に思います。

突っ込んだお話ですけども、留保資金の運用先と企業の引受先は、どこになってるのか教えてください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 通告にないんで、答弁できません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 具体的に通告をしないと、答弁しないというのはおかしいんじゃないですか。問題点ということで言ってるので、問題点を探るために、どこで留保金を運用されてて、企業債はどこが引き受けてしておられるかということは、質問してもいいんじゃないですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 質問するなというてませんよ。通告をしといてもらわんと、正確に答弁できんちゅうこというとんです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 正確とか、正確という問題じゃないと思うんです。運用先とか起債を発行したときに、どこが引き受けてくれているのかというのは、答えられないのか、わかってないのか、どっちなんですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 繰り返し答弁します。通告がないんで、答弁できないということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 議長、通告の範囲というのは、1つ1つしないと、回答がしてもらえないのかどうか、一回、議長のもとで議運等で検討していただくように、お願いをさせていただきます。

これ以上言っても仕方ないので、次にいかせてもらいます。

次に、私が指摘したいのは、今後の在宅介護の状況の動向と、町立病院のあり方について、お伺いをしたいと、このように思います。

国の介護に対する政策は、従前の施設介護から在宅介護に大きくかじをとりました。また、当町の人口の動向を見ても、年々高齢化が進み、要介護者の増加というのは必至になると思います。

そこで、介護される人、またされてる方も、一番問題なのは、より身近で治療とか診療を受けられる体制を構築することを望んでおられると思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言うてもらったとおり、府立病院とか綾部市民病院からは、在宅介護、在宅医療をしてもらえんというふうに思ってます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 町立病院はどうですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町病院では、平成24年度から地域連携室を設置しまして、在宅医療の推進に取り組んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） この点は、町長と意見が一致したようでございますけども、私が思いますのは、これから、ほんまに町民が身近に必要とする病院というのは、家へ来ていただくというんですかね、往診をしていただける体制の病院が必要でないかと、このように思うんです。

特に私、こういう質問をしますと、町営病院そのものの不要論者みたいに誤解をされてるようですけども、私は一度も町立病院が必要でないといったことはないです。ただ、形を変えるべきでないかと、4億円も投資してるんだから、もっと町民の方が利用しやすい、利用する価値があるように変える必要があるんじゃないかということ言ってるんです。

その原因は、1つには、限りある財源です。先ほどから申し上げてるとおり。もう1つは、国の政策、また当町の人口推移等から、在宅介護世帯の増加は必至です。

もう1つは、今のように、病院へ行かなければならないということになりますと、当町のような貧弱ということはないですけども、充実してない交通網の状況を考えますと、なかなか患者なり介護者の方が介護されてる方が、介護すべき人を病院まで連れていくということは非常に困難だと、このように思うんです。

そういう意味からは、やはり病院のあり方を、今までみたいに施設をつくってそこへ来なさいという体制から、やはり治療に出向いていく往診を主体にした病院に180度転換しなければならない。そのように痛切に思うわけです。これが費用対効果ということで、町長も声を荒げましたし、私も声を荒げてもう議論したというのは、ここを一回、ぜひ考えていただきたい。

過去、私が一般質問で、岡山県のあるお医者さんが、往診中心の病院にされて、非常に成功しておられるという例を挙げましたら、町長もそのことはよく知っていると、こうおっしゃいました。私、今、まさに今こそ、この成功例を参考にして、基本的に待つ病院から出向く治療病院に180度転換する必要はないかということ、そういう病院であるべきではないかということ、このことを思うわけです。総合的に、そのことについて町長のご意見をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど、1,000万円ぐらいの金利がどうのこうのいう話で、調べてなんだんかって、そんなもんすぐわかりますから、会話したら。ちゃんと調べるって、調査とか、あるいは検査とかしてませんけども、そういうことになってるということは、承知した上で、病院事業会計については、きちっと適正に処理されてるんでというふうにお答えしとんどすよ。

もういっちょ、今でも4億円ほど年間投資言わはるけど、投資はできてませんって、投資しとん違いますよ。繰り入れて投入しとるだけですよ。

今言うてはるようなことは、平成24年から一生懸命検討して、気張って訪問医療とか少しでも増やしてるということ、先に言うたんですよ。180度転換ってね、今もあんな、たくさん患者さん来てはんに、全部行くわけにいかしませんやん。それオーバーに言うてはるんかもわかりませんよ。せやけど、現状から少しでも在宅医療、あるいは在宅看護、介護できるように一生懸命やってるということね、そんなん知ってはんでしょ。ほんまに知らんと言うてはんですか。

猪阪あやのさんが来てくれはって、うれしいいうて、また1人言わはるけど、名前言うてよいかどうか知らんけどやね、小窓で投稿してくれはったとかいうて、みんなにお知らせしたやないですか、一生懸命力入れてるちゅうことですわ。今、村山議員がるる言うてはるようなことは。ほんまに知らんというてはんですか。そうやったら、ちょっと議員さんとして、知ってもらてへんのやなど非常に残念、ある前議員してはって、区長ならはった人が言うてはりました。町長、そんなこと言うたら、議員にもっとしゃべってもらわんとあかんでというて、私、閉会の挨拶でああいうこと言うたんですよ。

ちょっと今、提案してくれてはる180度転換したらどうやとかいうようなことは、常にごこの場で私は議論してきたことだという認識でおりますけど。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 反問権はないんですけども、おまえ知ってんのかと、こう言われますので、努力しておられることはよくわかってます。そういう政策に変えておられるということはわかってます。わかってますけども、しかし、片一方で、いろんな病院の事業に投資をされる状況とか、先ほどから申し上げてるような経理上問題がないとおっしゃってますけども、私は、これはかなり問題があると、こういうように思うわけですね。1,000万円の無駄というのは、幹部職員一人の給料ですからね。そういうことを十分にわかった上で、十分、私は私なりに知識不足かわかりませんが、病院のあり方を、もっとスピードを上げて、町民に本当に喜んでもらって、半分以上の方が町立病院を活用して、ありがたいと思ってもらえるような病院運営をしてほしいということで、あえて申し上げております。そのことだけ申し上げまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○1番（森田幸子君） 1番、公明党の森田幸子です。

平成27年第2回京丹波町議会定例会における私の一般質問を、通告に従いまして行ってまいります。

本日は、選挙管理委員長さんにお越しいただきまして、ありがとうございます。

最初に、水道料金の徴収などについて。

初めに、水道課職員の皆様には、昼夜を問わず上下水道の管理には、大変お世話になっております。

早速ですが、水道使用料の平成25年度決算の徴収状況では、現年度分の収入未済額1,900万円余りで徴収率96.24%でしたが、徴収率の目標と目標に向けた取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 徴収率といたしましては、近年平均の96%台を最低限確保するとともに、さらなる徴収率向上に向けて努力したいと考えております。

取り組みといたしましては、まずは現年度の未収金を減らす努力が必要だと認識しております。法令等に基づき、公平公正な徴収を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） そしたら、徴収率の目標、具体的な何%という目標はなかったのか、それと目標に向けた取り組み、過年度までの取り組みと、また違った、こういった取り組みを考えているとか、先に向けた具体的な取り組みがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すんません、一応、最低限度を96%というたのが、それが目標です。残余は、担当課長から答弁させます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 町長からありましたように、当年、当初予算を計上しておりますが、現年度使用料につきましては、平成23年度から平成25年度までの水道料金の平均徴収率の96.86%としておりまして、最低限、歳入予算の確保ということで、目標とさせていただいております。さらに、徴収率向上に向けては努力いたしたいと思っております。

徴収率向上に向けましての具体的な取り組みにつきましては、督促通知につきましては、

翌月に通知しておりますが、年度内の未収金をなくすことが大切であると考えておりますので、口座振替の推進、催告通知の回数を増やす、またできるだけ多くの滞納者との面談による徴収を実施したいと考えております。

それと、並行いたしまして、徴収率向上に向けての手法や徴収体制づくりにつきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 何とかして徴収率を上げていこうと努力していただいているところでございますが、今言われました口座振替の進みぐあい、以前よりは何件か増えたかお伺いたします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 口座振替につきましては、水道課のほうでも推進しているわけですが、現在全体の中で口座振替をされてる方が83.1%ということで、平成26年度末で83%台になっておりますので、さらに口座振替を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） わかりました。また、徴収できない事由とか、特に何かあるのか、お伺いたします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 水道課におきましては、滞納者個々の個人情報につきましては、調査できていないために、把握できておりませんが、個別にご相談いただいている場合や、徴収の際の面談で、経済的な理由で支払えないとお聞きする場合がありますが、分納を含めてお願いしている状況です。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 例えば、徴収できない事由の、例えば、下水道料金に井戸水を使用している家庭は、自主申告をすることになっていますが、申告についての不公平感を持たれているとか、また、民家が200メートル、300メートルと離れた民家で、同じ水道料金を負担しながら、水質がよくないなどの、こういったトラブル的な問題はないのかどうか、お伺いたします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 今申されました件に関しましては、特に水道課として、そのようなトラブルとか苦情というようなことはお聞きしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 個々の実情とか実態に応じたきめ細やかな対応も必要ではないでしょうか。町民さんが、常に感じておられる疑問などを、声のボックスとして各支所などに設置してはどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 今のところ、そのような予定はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 正当な理由がなく、延滞、滞納状況であるとすれば、大変遺憾であります。

給水条例2，262ページにあります水道料金の滞納に係る給水停止の手續に関し、必要な事項を定めるものとして、督促状、催促書による通知に従わず、面談に応じないとき、または面談による納入指導に従わないときは、停水予告、次には停水通知、それから給水停止となっております。給水停止が実行できない理由は何かお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 水道料金の滞納にかかわる給水停止につきましては、条例等で定められており、公平公正な徴収の実現、徴収率の向上に大変有効な手段であります。実施できていないのが現状であります。実施していない理由につきましては、生活水であることを考慮した経過等もありますが、条例等にも規定されておりますので、今後におきましては、ほかの市町村の状況や手法を参考に適正な給水停止の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 生活費が大変な中でも、他のものは始末にしても水道料金を納入していただいている方もたくさんおられます。公平性の観点から、今も町長さんがおっしゃっていただきましたが、公平性の観点からこういうような条例に沿っての対策も検討するとの答えをいただきましたので、公平性の観点からも、こういった処置、思い切ってしていただくことをお願いします。

それについても、1つ目には、督促、2回目には催促、3つ目には分納、4つ目には面談、5つ目には停水予告、停水通知、それで給水停止と、条例には段階的に進めていくこととなっています。

また、こうしたことで抑止力、徴収率の上がらない抑止力にもつながっていくのではないかと考えています。

収納状況の改善を、こうして本気になって取り組んでいかないと、使用料の引き上げにもつながっていきませんか。お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 先ほども町長からも申しましたとおりに、条例なり規則にも規定されておりますので、給水停止に向けての検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 亀岡市では、2カ月に1回の検針をされています。そして2期以上、4カ月間ですね、水道料金を滞納し、再三の徴収に納付できなければ給水停止を実行されております。徴収率は98%以上となっているようです。本町も、2カ月に1回の検針で、経費削減を考えるべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の検針につきましては、シルバー人材センターに委託して毎月実施しております。

また、検針結果に基づき、使用料の請求につきましても毎月行っております。2カ月で1度の検針となりますと、現在委託料として支出している検針経費、納付書の郵送料、そして口座振替手数料等が単純に半額にできるという意味で、経費削減が可能になると考えます。

しかしながら、2カ月に一度の納付となることで、利用者には一度に納付いただく金額が倍程度となり、ご家庭によっては負担が大きくなったと感じられる方が出てくることも予想されまして、未収金の増加につながる可能性もあると考えておりますので、今のところ検討する考えはございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今お答えいただきましたが、2カ月に一度ということ、町民さんにも周知、理解をいただきまして、こういうふうな進め方も、今後検討していただきたいことをお願いしまして、次に移らせていただきます。

安心・安全対策について、今の社会、いつ事故や事件に巻き込まれるかわかりません。安心・安全対策として、防犯カメラは欠かせないものとなってきております。本町内における防犯カメラ設置箇所を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 犯罪発生時の捜査だけではなく、犯罪の抑止力としてのその効果が期待されている防犯カメラについてですが、町内にある各企業や商店など、自主的な防犯対策として個別に設置されているものは把握していないところなんです。本町が公共の用途として設置している場所での防犯カメラは、町内上豊田、みずほ、わちエンジェルの3保育所への設置と地域の治安維持を目的に、平成26年度に和知駅と下山駅に、新たに1基ずつ設置したところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど、防犯カメラの設置箇所でございますけれども、学校教育の関係では、不審者の学校、幼稚園等への侵入を防止し、子どもたちの安全を確保するために、教育委員会関係施設では、全ての小中学校及び幼稚園に防犯カメラを設置しております。

各小中学校及び幼稚園の防犯カメラの設置台数でございますけれども、竹野小学校で4台、丹波ひかり小学校、それから下山小学校、瑞穂小学校で各3台、和知小学校で4台、それから蒲生野中学校、瑞穂中学校で4台、和知中学校で3台、それから須知幼稚園で3台を設置しております。それぞれ職員室で一括管理をして防犯カメラを設置し、不審者の侵入を防止するために備えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） こういった今後における防犯カメラ設置の計画はあるのか、お伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域の防犯対策に係る新たな防犯カメラの設置についてですが、現時点では増設の計画はありません。今後、それぞれの地域における治安維持の状況、あるいは公共性などにより必要と判断した場合には、その設置の是非を、あるいは運用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今後における防犯カメラの設置の計画でございますけれども、教育委員会関係施設におきましては、平成27年度において、中央公民館に2台の防犯カメラの設置を予定しております。

小中学校及び幼稚園では、現時点では増設の計画はございませんが、特に必要な箇所がある場合には増設、または移設については検討し、効果的な防犯対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） ありがとうございます。各地域で設置する防犯カメラ購入費用に対する助成制度を設ける考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町における防犯カメラ設置経費を補助する新たな制度の創設についてですが、現時点では考えておりませんが、今後、地域における治安維持の状況などにより、必要と判断した場合は、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 防犯カメラも、町民さんのほうからしてほしいという要望も、私自身ちょっと聞いていましたので、見せかけの防犯カメラ、あそこにつけてるんやということもお聞きしたりとか、ほんまに抑止力にもつながりますので、今町長さん言われました要望がありましたら、ぜひ検討していただきたいことを要望しておきます。

AED設置について。傷病者や交通事故はいついかなる場所で発生するか予測不可能であります。各施設においては、表示板が設置されているが、屋外での救急時に対応できるよう、防災マップや観光マップなど、あらゆる案内地図にAED設置の表示を入れる考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） AEDの既存マップへの掲載につきましては、効果的であるなどというふうに考えております。対象となる町内のAEDの設置状況を把握するとともに、観光マップへの記載など、検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 学校施設におけるAED設置箇所をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学校施設におきますAEDの設置箇所でございますけれども、全ての小中学校及び幼稚園にAEDを設置しておりますして、幼稚園、小学校では各1台、中学校では各2台設置をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 中学校においては2台ということで、どこの箇所に置いてあるか、わかりますでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 中学校では特に体育館が、いろいろと使う場合が多いですので、職員室内と体育館、あるいは体育館ステージ横に設置をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次の質問にかかわりますので、申しわけなかったです。

夜間や休日に、体育、文科系クラブなどが学校体育館を利用されております。その利用されている方に、もし、救急の事態が起こった場合、1分1秒でも早く対処することが大事とされるときに、校舎内には鍵がかかっているため、AEDを使用することができません。そこで、校舎外にAEDボックスを設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 特に、学校におります場合は、それぞれ体育館なり職員室において、すぐAEDを持ち運ぶことができますけれども、特に、社会体育の分野におきましては、教育委員会や、あるいは社会体育協会主催の事業におきましては、教育委員会からAEDを会場まで持参して、万が一の場合に備えておりまして、それぞれ事業にはAEDを持っていくということで、全ての事業に持参をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） そういった事業のときには、持っていただいているということなんですが、学校体育館に持っていかない事業、体育館を利用されていることもありますね、そういったときにAEDの設置の箇所に、校舎内にあれば鍵がかかってとれないということで、AEDボックスを設置する考えはないか、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 中学校では、体育館等、すぐ持ち出しができるようになっております。小学校につきましても、それぞれ体育館等、夜間とか、社会体育の関係で使われることがあると思います。今後、夜間でのそういった使用につきまして、万が一のそういったときにも持ち出せることができるように、検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次に、選挙投票率の向上などについて。

初めに、期日前投票における宣誓書を事前に各家庭へ配布の実施をしていただき、町民の皆様より大変好評をいただいております。

それでは、質問させていただきます。投票率低下の要因は、私たち議員にもあると強く感じております。住民の皆様のご代表として議会に送っていただきました。常に町民の皆様のご声を町政に生かすことができているのか。昨年の議会では、とても悔しい体験を余儀なくいたしました。本町の選挙投票率が年々低下している要因は何か、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 本町の投票率は、京都府内で比較いたしますと、常に高い投票率でございます。しかしながら、全国的な傾向と同様に低下をしているのも事実でございます。

その要因は、選挙によっても異なっており、選挙の争点や政治への関心、施策への期待感など、社会状況の変化、また当日の天候なども影響もしていると考えられることから、特定の要因によるものではなく、複合的な要因が重なった結果であると受け止めております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今後における投票率向上に向けての対策をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 今後とも選挙管理委員会等で十分検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 十分検討をよろしくお伺いいたします。

私は、投票率低下の原因に、高齢化が1つ問題がするんじゃないかと、常々思っております。高齢化、また、若者の選挙の関心いうんか、関心がないとか、遠ざかっていることも、

年々下がっている要因ではないかと感じております。

そのための対策として、日頃、これまでも一般質問でもさせていただきましたが、皆さんの要望もあります丹波マークス内に期日前投票所を設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 期日前投票所は、合併以来本庁及び各支所に設置しております。有権者の方に浸透してるとともに、期日前投票者数も年々増加をしている傾向にあることから、投票率向上の観点から見て、現在の期日前投票所は十分機能していると考えております。

また、期日前投票所には、選挙人の二重投票を防止するため、投票所間の情報を共有するシステムを設置しているところではありますが、期日前投票所を増設するに当たりましては、そのセキュリティー対策やコスト面のほか、投票管理者の配置、投票箱の管理等、期日前投票中の万全の投票環境が必要となるところでございます。

こうしたことから、選挙管理委員会といたしましても、現在のところは、丹波マークス内に期日前投票所を設置することは考えておりません。

今後とも、投票環境の改善、有権者の利便性の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今お答えいただきました。前のときも同じセキュリティーの問題とか、いろいろおっしゃっていましたが、立会人2名いうのも、以前はなかったか1名であったか、2名もなかったと思います。

また、役場は、本所内では、狭いところで役場のこれまでの業務には支障を来すことはなかったとは思いますが、暗いようなところで、ほんまにわざわざこっちへ来ていただくのは、そら選挙やから、しょうがないというものの、マークス内であれば広々とセキュリティーとかいろんな問題はクリアできるのではないかと思いますし、マークス内の職員さんからも、ここでしたらどうやいうことも、以前にも聞かせていただいたこともありますように、これからの高齢化に向かって、買い物の途中にあそこにあつたらいうことで、よく聞かせていただきますし、今後の投票率向上の1つの対策として、今後皆さんで検討していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたしますが、1時15分までといたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

次に、鈴木利明君の発言を許可します。

鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 9番、鈴木でございます。

喫緊の町政課題につきまして、町長をはじめ幹部職員の皆さんに、質問をいたします。

1つは、企業誘致策についてであり、2つ目は、須知高等学校の現状等についてでございます。

質問は、可能な限り対案型、提案型に心がけて質問をしてみたいと、このように考えております。

なお、一部資料をお手元に配付いたしておりますので、ごらんください。

まず、その1は、企業誘致策についてでございます。私は、先の選挙で、この4年間企業誘致を最大のテーマとして取り組むことを、皆さんにお約束をいたしました。このことを踏まえて企業誘致について、今回で3回目となる質問を行います。

同時に、企業誘致策は、寺尾町政の看板政策でもありまして、私は今、一日も早く企業誘致第1号に成功したい、この一念でこの場に立っております。

ご承知のとおり、企業誘致は有効な即効性のある政策手段ではございますけれども、いかんせん相手さんのあることでありまして、相手次第、お見合いと結婚と同じような状況であると思ひまして、そうそうチャンスはあるものではありませんで、少ないチャンスをいかに生かして、若者たちの働く場、雇用の場をつくるために、今後も引き続き懸命に努力をしまいる所存でございます。

去る4月21日でしたが、山森課長さんと山下係長さんのお供をいたしまして、企業情報の要請に大阪に行きました。お二人から多くの幹部の職員の皆さんの前で、約1時間でしたが情報提供のお願いと、京丹波町の企業立地の現状などを説明いただきました。よいPRの機会であったなと考えておりますけれども、要は、いかに成果と結びつくかではありますが、いずれにしても、情報網の拡大策は、この政策を進める限り絶対的に必要であると考えておりまして、今後も積極的な対応をする所存でございます。

この4月21日の件について、今朝ほど山森課長さんから、現在2件の情報が入っておる旨を報告いただきました。情報には親切に丁寧に対応していきたいというふうにご存で

ところでございますが、同時に情報が入るたびに思いますことは、当町は企業団地を持っておりません。これは、同時によいことでもあり、短所でもある、この短所をフォローするために、これからもいろいろ工夫をしていきたいというふうに思っております。

これより先のことになりますが、今年の初めに、私の知っておる会社が、京丹波町に工場を持っておられることを知りまして、社長さんは、週に一度程度しかお見えになりませんので、従業員の方に橋渡しをいただいて、社長さんと面談する機会をいただきました。社長さんはもうご子息の代に移っておられまして、初対面でございました。年月の流れるのは早いもんだと、私も後期高齢者でございますので、やむを得ないという思いでございますが、同時に、目的は当然、同業者の皆さんに企業の進出を考えておられることがあったらぜひ、我が京丹波町を紹介していただきたいということが目的でございます。

面談は、当初、私に対して、役場の人が工場に来られるのは初めてのことだという話から始まりましたけれども、約30分間の対話の中で、工場進出の経緯とか理由、その他いろいろ参考になることを聞く機会がございました。

この地元にはいろいろな企業の皆さんと、しっかりと連携し、強い信頼関係を持つことは、必ずや次なる発展につながってくると確信をいたした次第でございます。

すなわち、地元企業から要望を聞く、本町への進出された理由、メリットはどうか、雇用状況はどうなんですかというふうなことも聴取し、把握をする。これらは必ず次なる企業誘致策に生かせるというふうに確信をいたしております。

また、町からも企業さんについて率直に要請も行っていくと、このような地元企業と町との懇談の場を設けてはどうかというふうに思いました。都合によっては、組織化も考えてはどうかというふうに思っておるところでございます。町長のご所見がございましたら、お聞かせをいただきたいと存じます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまでから、鈴木議員さんから提案をいただきました地元企業と町との意見交流の場についてですが、今年度町内の企業や行政、商工会などの経済団体、金融機関、学校等を構成団体として、産業ネットワーク組織の立ち上げ計画をしております。

これは、町内企業と行政との懇談の場はもとより、町内企業の相互の連携、交流や企業と行政、金融機関など、さまざまな機関、団体とのよりよい関係づくり、あるいは企業と大学や高校などの連携による人材育成を図る仕組みとして設置するものでございます。

現在、町内の企業を順次訪問しております。ネットワーク組織立ち上げの趣旨や目的、あるいは活動内容を説明し、参加を求めているところでございます。

常々、鈴木議員さんからご指導を賜っておりますとおり、地元企業との信頼関係づくりは、次なる発展につながっていくものと考えておりますし、地域の産業振興や雇用確保には、地元企業の活性化が必要不可欠でございます。地元企業が活性化し、設備投資や工場拡張などによって、雇用を増やしていただくことは、1つの企業を誘致してくるのに等しい、あるいはそれ以上の効果があるものと考えておまして、今後におきましては、産業ネットワーク組織を通じて、企業との連携を深め、地域の資源を生かした新産業創出や雇用確保、若者の地元就労促進などを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 今町長から大いなる夢ある大がかりな構想を拝聴いたしまして、うれしい限りでございます。一日も早く、そのような会がスタートできますことを願っておるところでございます。

先ほどの私がお話しした中で、小さなことですが、社長さんとお話しする中に、わかったことは、3つ工場を持っておるんだという話がございました。そしてそれぞれは、1つ1つが独立して、連携じゃなしに経理上は独立して、工場を運営してるんだということを知りました。

ついては、私は、それを聞きましたときに、京丹波町の工場は、本社を京丹波町にしてやと、法人登記をしてほしいという願いを持ちましたけども、いかんせん初めてのことでございましたんで、まだ言わずに帰りました。法人登記を京丹波町にお願いして、そして法人税が京丹波に入る体制を懇談の場を通じて深まれば、このようなお願いもしていかれるんだなという願いを、あわせて持つておるところでございます。

次に、須知高等学校の現状と対応について質問をいたします。

ご案内のとおり、須知高等学校は、京都府の所管でございます。しかし、多くの町民の子弟が学ぶ地域になくはない中等教育機関であります。現状は危機的な状況にあるという認識を、私はいたしております。

お手元の資料を見てもらったらよろしいように、この4月、町内3中学校の卒業生のうち、須知高校に進学したのは、およそその3分の1にすぎません。3分の2の生徒の皆さんは、遠くても経費がかかっても他の学校に進んでおられます。このような現況は、まさに危機的な状況でございます。この結果、必然的に定員を割る状況が長く続いております。

このような状況は、一朝一夕にでき上がってものではございませんで、長い間にこのようになったんだというふうに思います。この現状を打破するためには、町民の皆さん、父兄の

皆さんに、いま一度この現状を認識いただくことが、まず第一だというふうに思います。

2つには、一にも二にも、三にも四にも五にも、須知高等学校の学力水準のアップの懸命な努力を学校に強く要請するものであります。これが基本であります。

3つ目には、町民の皆さん、父兄の皆さんと、学校すなわち、須知高等学校、さらには町行政、この三者が一体となって須知高校を地元中学生の受け皿校に再生しなければなりません。これが、今まさに至上の命題であると、この観点から質問をいたしたいと思います。

言うまでもなく、須知高等学校は、明治9年、今から139年前に米国人ウィード先生によって、京都府農牧学校として開校されました。近代日本の黎明期に開かれた札幌農学、東京駒場農学校とともに並び称される近代農業教育の発祥の地であり、この古い歴史を今に脈々と伝えるのが伝統ある須知高等学校であります。

それでは、次に須知高等学校の現状について説明をいたしたいと思います。

まず、資料を見ていただければおわかりのように、平成27年4月の入学者数、普通科40人、定員60人、定員不足20人という数字でございます。食品科学科は34人で定員を6名割っております。ご案内のとおり、普通科の定員をこの4月から従来の80人から60人に減じられました。普通科の入学状況を見てもらってもよろしいように73人、57人、それから40人と、年々減少しているのが現状であります。これは、少子化と相まってのこともあろうかと思えますけれども、減少をいたしております。

もう1つ、上段の表をごらんください。平成27年3月、中学卒業生の須知高校への進学状況を一覧表にしたものでございまして、町内3中学校の合計146名の卒業生のうち、須知高等学校に入ったのは55人、37.7%でございます。特に、和知は少ないですが、これはJRが走っておりますので、そういう物理的なことも踏まえてやむを得んという状況もあります。

いずれにしても、卒業生146名、町内3中学校の卒業生146名のうち55名しか須知高校に入っていない。ほかは、91名は他校に遠くても、経費がかかっても進んでおると。この数字を見て、私もびっくりをいたしたところでございます。町長のご所見を、表を見られて感想がありましたら、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 鈴木議員さんがいろいろ資料も提供していただいて、見させてもらって、これが現実だなというふうに、まず受け止めております。そこから須知高校をしっかりと存続させるためのいろいろな活動をしていかなんというふうに、改めて思っている次第です。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） なぜ、このような状況になったのか、理由は私は簡単だと思います。

生徒たちが、あるいは父兄の皆さんが、須知高校に入ったのでは、自分の希望する学校に進学できないと思っていらっしゃるからであります。すなわち、学力水準の低下が最大の理由であります。平成以降、近隣他校が学力アップを至上命題として、いろいろな改革を試みて参られました。特進クラスの設置とか、中高一貫制度などありますが、須知高校はやっと平成26年4月に特進SAコースが定員10名でスタートしました。うれしい限りでございます。

資料にも書いておりますように、4年制の大学の合格状況を見ていただきますと、平成27年には、国立大学に3名合格してくれました。防衛大学に1年浪人の方がいらっしゃいますので実質4名であります。久しぶりに同志社にも受かったということで、喜びの声を聞いております。成果も順次出かけてきた現状にうれしく思っております。

いずれにいたしましても、学校は着実に成果を上げること、このことが地元中学生の受け皿校に再生する唯一の道であるということでございます。

定員割れの続く状況は、クラブ活動も低調になりまして、校内の活力を失ってまいります。

については、現在、町施策として通学バス代を半額補助しております。平成26年度は34人が利用してはいますが、私も若干は問題もありますので、定着するまで当面全額補助にしてはどうかというふうに考えたところでございますけれども、町長のお考えがございましたらお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点では、現在の半額助成を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 須知高等学校の特色は、学校創設以来、何といたしましても農業教育にあります。平成6年の農業高校の再編に伴いまして、農業学科、農業畜産科が廃止され今日に至っております。

平成25年の1月に、府立高校における農業教育のあり方についてとする提言が、京都府産業教育審議会よりなされました。この中で、南丹地域の今後の農業教育のあり方、方向性について重要な記述がございます。すなわち、類似する学科の再編整備や生徒のニーズに応

じた学科編成について検討するとともに、府の農業教育の中核校の役割を整理し、機能を充実させるなど、それぞれの学校や学科の特色が明確となるよう、そのあり方を検討する必要があると書いております。

いずれにしましても、この提言に沿った再編が今日以降実施されることだと、私は考えております。須知高校の伝統ある農業教育を学ぶためには、府への要請を含めて強力なバックアップが行政にも求められます。微妙な問題もありますので、町長のお考えの範囲で結構でございますので、町長のご所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、京都府教育委員会において、府立高校が特色化を推進しております。生徒の個性や能力を最大限に伸ばす教育実践に取り組まれているということでありませぬ。

また、平成25年1月、京都府産業教育審議会から、農業教育のあり方について、新たな時代にふさわしい農業教育、特に6次産業化をキーワードに答申が出されました。審議段階におきまして、審議会の農業教育に関する専門部会から6次産業化と地域連携のモデルケースとして、須知高校と地元京丹波町との取り組みについて、意見を求められまして、当時の産業振興課長が出席し、事例発表などを行ったこともございます。

須知高校は、京都府農牧学校以来140年の歴史を受け継ぐ学校であります。全国にも誇るべき学校であると認識いたしております。

また、須知高校は、京丹波町を支える人材育成の場でもあります。食や農に特化した食品科学科は本町のまちづくりにとっても大切な学科であります。そのため、須知高校はさらに充実した学校となるよう、機会を捉え、京都府や京都府教育委員会に要望を重ねてきました。京都府の高校改革において、須知高校がさらに重要な役割を果たす学校として、存続させるためには、須知高校関係者はもとより、広く町民の皆さんに須知高校への誇りを持っていただき、何としても存続させるという私たちの高校、我が町の高校としての意識を高めていくことも大切であると考えております。

町といたしましては、引き続き全力を挙げて取り組みを進めまして、京都府、あるいは京都府教育委員会へ要望していく予定をしております。何にしましても、須知高校が再編の対象になって廃止されるってなことは、私らの常識では考えられません。まず、そういうことは考えてないんですが、さっきの大学入試のための1つの考え方ですね、こういうことも1つだとは思いますが。私も、教育というもんは、専門じゃないんで、須知高校を守るためにも、そういうことについては、意見述べたことはないんです。気張ってやってくれはることを全

部賛成で、気張ってやってほしいなという思いであります。

何にしても、鈴木議員さんとうこうして議論さしとってもらって、感じることは、議員さんとも要望活動等一緒にするわけですが、まず、職員をそれなりにねぎらっていただいて、あるいは励ましていただくということは、ときにはお叱りもあるんですが、お褒めをいただく、そして大きく期待していただく、ともに行動していただいていることに、改めて敬意をあらわしておきたいと、そんな思いです。要望活動等、本当に一緒にさせてもらって、議員さんと、心強く思っております。須知高校は断固守るというんか、守れるだろうという認識であります。これからも一緒に頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 町長から力強いお話をいただきまして、うれしく思います。

また、資料を頂戴いたしましたこと、厚く御礼申し上げます。

私の母校でもあります須知高等学校が、力強い前進をすることを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、鈴木利明君の一般質問を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成27年第2回定例会における私の一般質問を通告に従いまして、行ってまいりたいと思います。

まず1点目は、高齢化時代に対応した施策等について、お伺いをいたします。

我が国の65歳以上の高齢者人口は、平成25年10月1日現在の統計であります。3,190万人と、過去最高となりまして、総人口に占める65歳以上の人口の割合であります。高齢化比率は、過去最高の25.1%ということになっております。

そして、今年、昭和25年生まれの方、いわゆる団塊の世代が65歳を迎えられます。この人たちが75歳を迎える10年後の2025年には、65歳以上の高齢者数は3,658万人となり、高齢化比率も30.3%に達すると推計をされております。

高齢者数のピークは2045年、これからの30年後というような推計も出ておりますが、高齢化比率は、やはり少子化、また人口減少と長寿化等によりまして、さらに右肩上がりです。上昇を続けていくと、こういう予測がされているところでございます。

本町におきましては、平成27年1月1日現在で、65歳以上人口は5,835人という

ことで、高齢化比率はご承知のとおり37.5%に達しております。

旧町別に見ますと、丹波地区は65歳以上人口2,567人、高齢化比率33.3%、瑞穂地区は、65歳以上人口1,814人、高齢化比率39.7%、和知地区におきましては、65歳以上人口1,454人、高齢化比率44.3%であります。

このように本町は既に超高齢化社会に突入をいたしております。

我が国の30年後の高齢化社会を先取りしている状況にあります。今後もさらに、高齢者は増加し続けてまいりますことから、高齢者対策を抜きにして行政は考えられない時代が到来してまいります。

高齢者の方が、住みなれた地域でいつまでも安心して生活できるよう、外出支援サービスなど、さらなる高齢者福祉施策の充実が必要であると考えております。

そこで、第1点目は、南丹病院、明治国際医療大学附属病院、綾部市立病院への無料通院送迎バスを運行する考えはないかお聞きをいたします。

南丹病院につきましては、ご承知のとおり地域の中核病院と位置づけされておまして、多くの町民の方が通院をされております。丹波・瑞穂地区から交通機関で通院となりますと、JRバスとか電車に乗り継いで、八木駅下車後も病院まで近いわけではありますが、徒歩となりますので、猛暑の夏場とか厳寒の冬期の高齢者や、また退院直後の人には、通院が大きな負担となってきます。

したがいまして、車に乗れます高齢者の方は、やはり車で通院されている人と、あと福祉有償運送はございますので、それを利用して通院されている人が大方ではないかなというふうに思っております。

丹波地区在住の80歳以上の人であります。月1回南丹病院に車でご夫妻で通院をされておりますが、今は非常に元気なお方なのであります。その方が車の運転ができない状態になったとき、奥さんがどのようにして通院をされるのか、するのか、大変心配をされているところであります。

ちなみに、篠山市は南丹病院の通院バスを運行し、操業を行っているというふうに聞いております。

次に、明治国際医療大学附属病院であります。人間ドックの利用が多いということとか、また通院距離も比較的近いということもありまして、私も定期的に通院をしていますが、町民の方をよく見かけますことから、多くの町民が通院をされています。

この病院も丹波地区から交通機関でいくには、非常に行きにくい不便なところであります。おのずと車での通院となっている状況にあります。

あと、綾部市立病院は、和知地区から多くの町民の方が通院されてると聞いておりますが、交通機関では非常にJRで比較的来やすいところがございますが、高齢者にとりましては、非常にこの交通機関で行くということについては、大きな負担となってきているのではないかというふうに考えております。

高齢者の健康を守るため、安全・安心して通院ができる無料送迎バスを運行される考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等を対象に、利用者のお宅から医療機関との間を送迎する外出支援サービス事業を展開しております。

したがいまして、現在のところ南丹病院、明治国際医療大学附属病院、綾部市立病院に無料通院バスを運行する予定はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 福祉有償運送で登録されている方は633人なんですね。5,000人以上高齢者がおられるということで、差し引きますと5,000人弱は、やはり自力で行かなければならないということで、非常にこういう要望は大きい、あるということは申し上げておきたいと思います。

そこで、運行する考えはないということですが、無料通院送迎バスを運行するとしたら、1台当たり年間どれぐらいかかるのか、わかっておればお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうした試算はできておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 福祉有償運送は、平成26年度実績で登録者数、先ほど申し上げましたように633人ということで、利用回数が1万4,510回ということで、町は委託料として1,163万9,400円の出資をしてるということでありますので、無料通院送迎バスとの調整を図るべきではないかと、私は考えますが、その見解について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほども答弁させてもらったんですが、篠塚議員のそこには要望書書いてるんかもわかりませんが、京丹波町にそうした要望がないということで、今検討して

ないというふうにお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、財団法人和知ふるさと振興センターへ委託し、高齢者生活支援事業として実施されている買い物支援実証実験の結果等を踏まえまして、瑞穂、丹波地区においても、高齢者買い物支援事業を実施する計画はないのか、お伺いいたします。

高齢者が安心して生活していくためには、買い物は通院と並んで最も切実な問題であります。和知ふるさと振興センターへ平成25年7月8日から委託し、約2年間実施されています買い物支援実証実験結果の成果についてもお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在のところ、具体的な計画はありませんが、平成28年度に、地域福祉計画の策定を予定しておりますので、実証実験の結果や、あるいは高齢者や住民の皆さんの実態とニーズを十分把握して、計画策定委員会等において議論、研究をいただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 現在、和知ふるさと振興センターへ委託しております買い物無料バスでございますが、いつまで実証実験を実施し、結論をいつ出されるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 失礼しました。ふるさと振興センターのほうに委託をさせていただきましたものは、平成26年度末をもって終了いたしております。平成27年度以降につきましては、道の駅「和」さんの独自事業ということで、継続していただく見込みとなっております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） そしたら、この実証実験結果の結論は、もう出る状態になってるわけですが、いつ出されるんですかね。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今回、お世話になりました結果につきましては、先ほど、町長の答弁にもございましたように、今後の地域福祉計画等の中で一緒に検討させていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、食料品販売と高齢者が採取した山菜を買い取る巡回車運行を社会福祉協議会等に委託してはどうか、お聞きをいたします。

昭和の時代につきましては、どの地域でも移動販売車により食料品が販売されていたときがありましたが、平成になりまして大幅に減少はしてきております。

しかし、2業者さんが移動販売をされてる地域もありまして、競合しないように地域の要望を聞きながら巡回車を運行したらどうかと考えております。

今回、提案しています特徴は、高齢者が採取しました山菜等を買い取りまして、葉っぱビジネスではありませんが、物を売るといふ、高齢者に生きがいを感じていただくことにつながるというふうに考えております。

そして、買い取った山菜は、丹波町特産加工品として道の駅「味夢の里」等で販売する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高齢者が採取した山菜を買い取る巡回車の運行についてですが、現在、そのニーズを承知していませんが、食料品販売の巡回車運行については、高齢者の買い物支援の1つとして検討する必要があると考えるところでございます。

しかしながら、食料品販売等の営利を有する、営利を目的とする事業については、行政や社会福祉協議会などが実施することは難しいということで、ちゅうちょしているということです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） この食料品販売と高齢者が採取した山菜を買い取る巡回車を運行する提案につきましては、滋賀県の高島市で既に実施されてる事業でありまして、高齢者の生きがいづくり等に大変好評であると伺っておりますので、ぜひ検討をしていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

次に、75歳以上の高齢者に、町営バス敬老乗車パスを発行する考えはないか、お聞きをいたします。

このことにつきましては、平成21年第4回定例会一般質問においてお聞きをいたしております。

町長は、高齢者への敬老乗車パス発行を含めたバス料金の補助については、今後全体的な料金体系を決定していく中で、積極的に取り組みたいと答弁をされていまして、それから5年6カ月が経過をいたしました。どのような取り組みをされてきたのか、そして敬老乗車パ

スを発行する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営バスは運転免許を持たない方や、運転免許を返納した後の重要な交通手段であると認識しております。高齢者の交通事故防止対策として、加齢により身体機能などが低下する高齢者を対象にした自動車運転免許証返納制度を設ける自治体が増えております。

本町では、高齢化対策として交通安全対策に加え、公共交通の役割を持つ町営バスとして、どう支援するかなど検討しているところでございます。ご提案の敬老乗車パスの導入につきましては、考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 京都市では、ご承知のとおり敬老乗車パスがかなり以前から発行をされておまして、よく利用されております。高齢者の外出支援としては、敬老乗車パスの発行が、最も有効ではないかなというふうに私は考えております。

現在の高齢者施策は、在宅高齢者等生活支援サービス事業、また食の自立支援サービス事業、老人クラブ活動助成事業、シルバー人材センター事業などが主な事業でありまして、そのほとんどが社会福祉協議会等への委託事業でありまして、高齢化時代を迎え、敬老乗車パスの発行は、ぜひとも実現していただきたい施策であることを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、70歳以上の高齢者世帯については、ケーブルテレビ利用料を半額免除する考えはないか、お聞きをいたします。

外出も困難な高齢者にとりましては、テレビは唯一の娯楽と楽しみでありまして、高齢者の高齢者世帯のお宅を訪問すると、どの家庭でも常にテレビが映っております。70歳以上のひとり暮らしでかつ前年度の町民税が課税されてない世帯については、減免条例が制定されておりますが、高齢者世帯についても、ケーブルテレビ利用料を半額免除する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ケーブルテレビ利用料の減免につきましては、生活保護世帯、障害者世帯、高齢者世帯など、その対象に応じて全額または半額減免の措置をとっております。その中で、高齢者世帯に対する減免措置は、満70歳以上のひとり暮らしで、かつ前年度の町民税が非課税の世帯を対象に、基本料を半額減免しているところでございます。減免措置は、

特に負担能力のない高齢者世帯への軽減を図ることを目的に講じているところでありますので、満70歳以上の高齢者世帯を一律に減額することにつきましては、現時点で負担の公平性、あるいは安定的な運営の観点から、考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 高齢者につきましては、さまざまな税制面とか料金面で減免、免除されてるケースが多くありまして、高齢者福祉の向上のためにも、ケーブルテレビは減免されることを要望し、次の質問に移ります。

第2点目は、地方創生の取り組み等について、お聞きをいたします。

地方創生の第一弾として、地域消費喚起・生活支援に向けたプレミアム商品券が発行されたところでありますが、第二弾、第三弾、矢継ぎ早に打ち出していくところに地方創生の道が開けてくるものと思います。

人口減少に歯どめをかけるためには、自然増減の死亡数より、出生数を増加させ、社会増減の転出数より転入数を増加させれば、人口は増え続けてまいります。

しかし、現状の人口動態を見ますと、自然増減を増加に転じることは至難のわざであります。一方、社会増減を増加に転じさせることは、幾通りも方法がありまして、その1つがU I Jターンを促進することです。

U I Jターンを促進するためには、空き家バンク制度が有効でありまして、地域と連携して登録物件を増やし、見学会の開催や宿泊体験施設の整備など、制度の充実に取り組む考えはないか、お聞きをいたします。

本町では既に、空き家バンク制度に取り組まれておりまして、先進事例だと認識をいたしております。取り組み当初は、ホームページのトップページに張りついておりましたが、最近では検索しないと閲覧できない状況になっておりまして、物件紹介の画像データもなくなり、取り組みが後退したのではないかというふうに感じております。

5月18日現在の空き家バンク登録数は11件であります。町全体の空き家数から見れば、登録数は余りにも少ないと言わざるを得ません。

私の住む実勢区だけでも10戸が空き家になっておりまして、そのうち最近1年間で6戸が空き家となりました。町内全体では、この比率から言うと600戸ぐらいが空き家になっているのではないかなというふうに推計をいたしております。

この空き家を、地域と連携して空き家バンク制度に登録をお願いし、見学会の開催とか宿泊体験施設の整備など、制度の充実に取り組む考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 過疎化、高齢化が進む農山漁村地域では、地域の共同活動や消防団活動など、集落機能を担う人材の不足が深刻化しております。地域住民が協働して課題解決に取り組む力を、将来にわたって維持継続させることが困難になりつつあります。

そのため、農山漁村地域への関心が高い都市住民の移住受け入れ態勢を整備するなど、農山漁村への移住を推進するための受け入れ組織づくりが必要であると考えております。

本町においては、空き家バンク制度を平成22年度に設置し、現在5件の契約が成立したところであります。今後においては、まち・ひと・しごと創生地方版総合戦略に位置づけ、地域の受け入れ態勢の構築、移住やお試し滞在を受けるための空き家整備などを検討してまいります。

また、京都府や京都府農業会議等とも連携し、移住相談会や体験ツアーを引き続き実施してまいります。

また、総務省が実施している全国移住ナビへの登録を随時進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 先ほども申しましたが、ホームページ上ですぐに空き家バンクにリンクするように、それは改善をしてほしいなということは要望をいたしておきます。

特にUIJターン助成につきましては、地方創生先行型総合戦略における仕事づくりなどの事業に上げられてることもありまして、見学会の開催とか宿泊体験施設の整備など、既に綾部市において以前から実施をされておきまして、実績も上げられておりますので、綾部市を参考に取られることを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、土地開発公社から買い戻した塩漬け土地を、企業誘致とか住宅用地として活用することが、雇用の創出と定住人口の増加につながると考えておりますが、活用の検討状況についてお聞きをいたしておきます。

土地開発公社から買い戻した土地ではございませんが、和知馬森、花ノ木団地の造成販売事業は、今年販売になっておりますが、若者の定住促進につながりますことから、大きな評価をしているところであります。このほかにも土地開発公社から買い戻した塩漬け土地で、宅地造成の適地としては、橋爪町田25番地ほか、また蒲生蒲生野283番地ほか、そのほかの2カ所がありまして、活用の検討状況について、お聞きをいたします。

また、土地開発公社から買い戻した塩漬け土地で、工場誘致の適地であります蒲生蒲生野

4 2 3 番地ほかは既に造成済みでありまして、工場誘致のめどは立っているのか、お聞きをいたしておきます。

そして、富田長野 5 番地ほかの活用検討状況についても、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 土地開発公社から買い戻しました土地や町有地につきましては、まちづくりのために有効活用をすることを第一として考えております。

まずは、立地条件など、活用が見込まれる土地について検討しております。平成 2 4 年度から平成 2 5 年度に買い戻しました蒲生野の土地につきましては、昨年度に造成工事も完了し、企業誘致活動の結果、現在農業関係の企業から、ここを利用したいという意向を受けております。誘致に向け協議を進めているところであります。ちょっと残余は担当者に答弁させます。

○議長（野口久之君） 総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまご質問にありました土地開発公社からの買い戻しの土地を含めまして、その他の土地の活用状況、あるいは検討状況でございますけれども、ご質問にありました団地にということで、住宅団地ということで、橋爪の関係でございますが、ここにつきましても、買い戻しの計画につきましては、住宅用地という形で、買い戻しをしておりますけれども、ほかに有効な活用方法等、検討をしているところでございまして、まだ最終的な結論は出ていない状況でございます。

また、そのほか富田長野の土地につきましても、一部企業の貸し付け地にというような話等も出ているところでございますけれども、具体化はまだしていない状況でございます。

このほか、買い戻しました土地、それからもともとの町有地につきまして、その有効活用の状況でございますけれども、昨年から商工観光課も設置をされまして、企業誘致活動を中心に取り組みをしているところでございまして、それに合わせましてこういった土地の活用につきましても、企業誘致の部分で活用できるもの等々もあろうかと思っておりますので、関係課とも調整を図りながら早期に効果的な活用の対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○1 0 番（篠塚信太郎君） 先ほど町長から蒲生蒲生野 4 2 3 番地ほかにつきましては、農業関係の企業に打診をしてるということでありますが、いつ頃をめどにそういう結論と言いますか、めどがあるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほどの蒲生の造成地につきましては、先ほど町長からもございましたように、農業関係の企業のほうから活用したいという要請をいただいているところであります。現在、協議の入り口のところに入ったところでございます、いろいろとインフラの問題等々、これからかなりのことを詰めていくことでもありますので、思いとしては、今年度中には何らかの形で話が、結論が出るようにしたいなというふうに、思いとしては思っているところであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、地方創生の地方版、総合戦略策定に向けまして、行政主導ではなく、町民が主体的に地方創生に取り組む機運を生み出すために、提案を町民や団体から募集し、戦略に反映する考えはないか、お聞きをいたします。

本町の地方版総合戦略策定につきましては、総合計画審議会委員による総合計画と総合戦略を一体的に策定するというところで、一昨日の定例会でも報告があったところでございますが、総合計画審議会と並行しまして、地方創生に向けて町民、団体、企業、大学等から提案を募集し、有効な提案については総合戦略に反映する考えはないか、お聞きをいたします。

この市民や団体からの提案を募集する制度につきましては、既に京都府内で京都市と福知山市で実施されておりました、京都市の募集要項では、若い世代の結婚、出産、子育て、国内外から訪れ交流する新たな人の流れをつくる、経済を活性化し安定した雇用を創設する、心豊かな生き方暮らし方を大切にする社会を築く、豊かな地域コミュニティが息づくまちづくりを進めるという5つのテーマに絞りまして募集をされ、応募された提案につきましては、京都創成お宝バンクというところに登録、公開されまして、広く情報を共有し、実現を後押しする知恵とか力を集めまして、外部の有識者と京都市職員で構成するコーディネーターが実現のために知恵を絞り、行政やほかの団体とのマッチングを試みまして、提案のさらなる力を引き出し、高めるためのコーディネート行いまして、取り組みの具体化に挑戦する主体的団体、まち・ひと・しごと・こころの創生「チーム京都」として、取り組みを進めていくことになっているようでございます。

提案の取り組み状況等を踏まえまして、総合戦略最終版に反映されることになっております。

一方、福知山市では、市民が考えたまちづくりプランを購入する市民アイデア買い取り事業が、平成25年度より開始されておりました、着実に成果を出しているようでございます。プランを480点満点で評価をいたしまして、市長と副市長がそれぞれ300点、100点

を加算しまして、最優秀賞と優秀賞を決定するというので、そして最優秀賞には500点、優秀賞には200点が加算されまして、評価点数に50円を掛けた額が購入価格となり、上限は6万円程度になるというふうに聞いております。こういう買い取り制度があるということでもあります。

そこで、平成25年度は、動物園の年間パスをもとに福知山はワンデイパスポートの事業化を決めまして、平成25年に800円で販売したパスポートは観光客から好評だったようでもあります。

平成26年度は、選挙の立会人に20歳の市民を選ぶ案を具体化し、今年行われた統一地方選の期日前投票で、初めて公募で選ばれた若者による立会人が実現したということでもあります。このほかにも1件が、事業化採択、採用されております。

今年度は、地方創生の一環として、福知山らしさにこだわったアイデア、仕事づくり、人の交流、出産・子育て、安心・安全の4分野で募集をされます。

このように、他市では、行政主導ではなく、市民が主体的に地方創生に取り組む機運を生み出そうと提案を募集しており、市民と行政が一体となり、地方創生に取り組む考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方創生に係る取り組みとしましては、庁内会議を昨年度から開催しまして、5月27日には議会、住民団体、金融機関や大学といったさまざまな見地から審議いただく京丹波町総合計画審議会を設置しまして、20人の方々を委員として委嘱したところでございます。

本町では、平成28年度中に策定予定の第2次京丹波町総合計画におきまして、地方創生総合戦略を主要なプロジェクトとして位置づけるなど、総合計画と総合戦略を一体的に策定することとして取り組んでいきます。

総合戦略策定に向けての提案募集につきましては、審議会をはじめアンケートや団体ヒアリングの中で聴取することとしておりますので、現時点では実施する予定はありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 一般市民から募集してます京都市長は、このように言われております。地方創生は、通常の行政課題とは次元が異なる問題だということ、この提案型の事業が行われているということでもありますし、福知山市の担当者は、アイデアの質は年々向上していると、職員では気づきにくい福知山ならではの案を数多く寄せてほしいというように呼

びかけておりまして、行政主導とか従来の取り組みの延長では地方創生は実現しないことを申し上げまして、次の質問に移ります。

3点目は、平成28年施行の「山の日」に向けての取り組みについて、お聞きをいたします。

ご承知のとおり、2016年8月11日を国民の祝日としまして、山の日が制定をされました。山の日ができた目的につきましては、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝することであるようでございますが、そして8月11日に決まった理由としては、お盆は多くの方が帰省しますので、そのときに地元の山に登ってふるさとを再認識してほしいという思いなどがあるようで、そういう理由から決まったようであります。

本町の約80%が山林でありますから、海の日より山の日のほうが親しみやすく感じてますし、この山の日を歓迎しているところであります。

今後、山の日に関連した事業とかイベントなどで、本町の山の魅力が見直されることを期待しているところであります。

それと、本町には、長老ヶ岳、美女山、櫃ヶ嶽、とんがり山など、多くの山がありますが、山岳観光客誘致に向けて登山道の整備、案内板、パンフレット作成などに取り組む考えはないか、お聞きをいたしておきます。

長老ヶ岳につきましては、旧和知町時代に仏主ルートは、車で登れるような登山道が整備されとりますが、上乙見ルートは従前からの登山道でありまして、案内板とか一定のルート整備が必要ではないかと思えます。

また、ほかにも南丹市であります、美山ルートがありまして、ここは手つかずの登山ルートということで、登山家から人気があるようでございます。

美女山につきましては、地域有志の皆さんが、平成25年から美女山を守る会を組織されまして、上野、須知、市森、岩ヶ谷の4ルートを京都府の地域再生プロジェクト交付金と個人の寄附金によりまして整備をされ、昨年4月に4ルート一斉登山が行われまして、100名以上の方が参加をされまして、頂上で記念植樹と標柱が設置されたところであります。

その後も、ルートの管理や琴滝までの縦走ルートの調査等に、たびたび出役されてご苦労をかけておりまして、地域で美女山を守ろうとされる崇高な活動に感謝と敬意をあらわすところでございます。

櫃ヶ嶽につきましては、ひつじ年に全国から登山家が集まり話題になった記憶があります。最近も80歳の方が登られたと、登山されたということで聞いておりますが、従来からのルートがあるようでございますが、案内看板の設置とかルートの整備が必要ではないかという

ふうに思われます。

とんがり山は、竹野小学校から近い山で、毎年児童と地域住民が登山されまして、親しまれている山であります。国民の祝日、山の日制定を契機としまして、登山道の整備、観光案内板の設置、パンフレットの作成など取り組む考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在では、登山ルートを町において管理している長老ヶ岳を中心として、インターネットを活用し、PRを行っているところでございます。

また、町内のほかの登山ルートにおいては、細かく私有地になっております。不特定多数の方が入山されることへの所有者、または地元の理解と協力が必要であると考えております。

そうしたことから、有効活用を行うことへの承諾を得た上で、観光資源としてPRを行うことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は明日4日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 東まさ子